

令和5年第2回三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第51号「工事請負契約について（主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）橋梁耐震対策（上部工）工事）」 … 1
- (2) 議案第52号「工事請負契約の変更について（一般国道368号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事）」 … 4
- (3) 議案第53号「工事請負契約の変更について（一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良（橋梁上部工）工事）」 … 6
- (4) 議案第54号「工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部BP）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称）工事）」 … 8
- (6) 議案第63号「三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について」 … 10
- (7) 議案第64号「三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について」 … 18
- (8) 議案第65号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について」
- (9) 議案第66号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について」
- (10) 議案第67号「三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について」

◎所管事項

- (1) 花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）最終案について … 49
- (2) 三重県建設産業活性化プラン 中間案に向けた検討状況の報告 … 61
- (3) 交通安全事業の着実な推進について … 98
- (4) 道路空間におけるグリーン化の推進について … 103
- (5) 津駅周辺道路空間の整備（賑わいの社会実験）について … 109
- (6) 令和6年度予算の確保に向けた国への要望について … 116
- (7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について … 117
- (8) 審議会等の審議状況について … 123

◀別冊▶

- ・ **別冊1** 花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）最終案
- ・ **別冊2** 花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）素案に対する意見への対応一覧
- ・ **別冊3** 第2回三重県建設産業活性化プラン検討会議資料
- ・ **別冊4** 令和6年度予算の確保に向けた国への要望

令和5年12月13日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第51号「工事請負契約について（主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）
橋梁耐震対策（上部工）工事）」

議案 第51号 工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工 事 名	主要地方道伊勢磯部線(恵利原橋)橋梁耐震対策(上部工)工事		
施 工 場 所	志摩市磯部町恵利原地内		
契 約 金 額	685,190,000 円(消費税等含む)		
請 負 者 住 所 氏 名	松阪市大津町1607番地の1 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介		
契 約 工 期	議決日から 660 日間		
工 事 の 概 要			
橋長 L=86.5m 幅員 W=6.0(7.0)m 橋梁上部工(鋼単純下路式ランガー桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=283.6t 鋼橋架設工(ケーブルエレクション架設) W=283.2t 床版工(RC 床版) V=219 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式			
契 約 方 法	一般競争入札		
入 札 状 況	年 月 日	令和 5 年 8 月 22 日	評価値 1.93225 (最高値 1.93225 最低値 1.92745)
	業 者 数	2	最低 684,728,000(消費税等含む) 622,480,000(消費税等抜き)
			最高 685,190,000(消費税等含む) 622,900,000(消費税等抜き)
回 数	1	予定価格	736,071,600(消費税等含む) 669,156,000(消費税等抜き)

【議案第51号】 主要地方道伊勢磯部線（恵利原橋）橋梁耐震対策（上部工）工事

橋長 L=86.5m 幅員 W=6.0 (7.0) m

橋梁上部工（鋼単純下路式ランガー桁橋）N=1 橋

【位置図】



【現場状況写真】



(2) 議案第52号「工事請負契約の変更について（一般国道368号（大内拡幅）
道路改良（大内橋上部工）工事）」

議案 第52号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	一般国道368号(大内拡幅)道路改良(大内橋上部工)工事
施 工 場 所	伊賀市守田町～伊賀市大内地内
契 約 金 額	変更前 763,631,000 円(消費税等含む) 変更後 805,462,900 円(消費税等含む)
請 負 者 住 所 氏 名	津市栄町2丁目304番地 株式会社日本ピーエス三重営業所 所長 野口泰信
契 約 工 期	令和3年12月23日～令和6年1月21日
<u>工事の概要</u> 橋長 L=188.0m 幅員 W=6.5(9.75)m 橋梁上部工 (ポストテンション方式5径間連結PCセグメントT桁橋) N=1 橋 桁架設工(架設桁架設) N=25 本 橋梁付属物工 N=1 式	<u>変更理由</u> 建設工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)に基づき、請負者から賃金等の変動による契約金額の変更請求があり、工事請負契約における契約金額の増額変更を行うものである。
契 約 方 法	随意契約

【議案第52号】 一般国道368号（大内拡幅）道路改良（大内橋上部工）工事

橋長 L=188.0m 幅員 W=6.5 (9.75) m

橋梁上部工（ポストテンション方式5径間連結PCセグメントT桁橋）N=1橋

【位置図】



【現場状況写真】

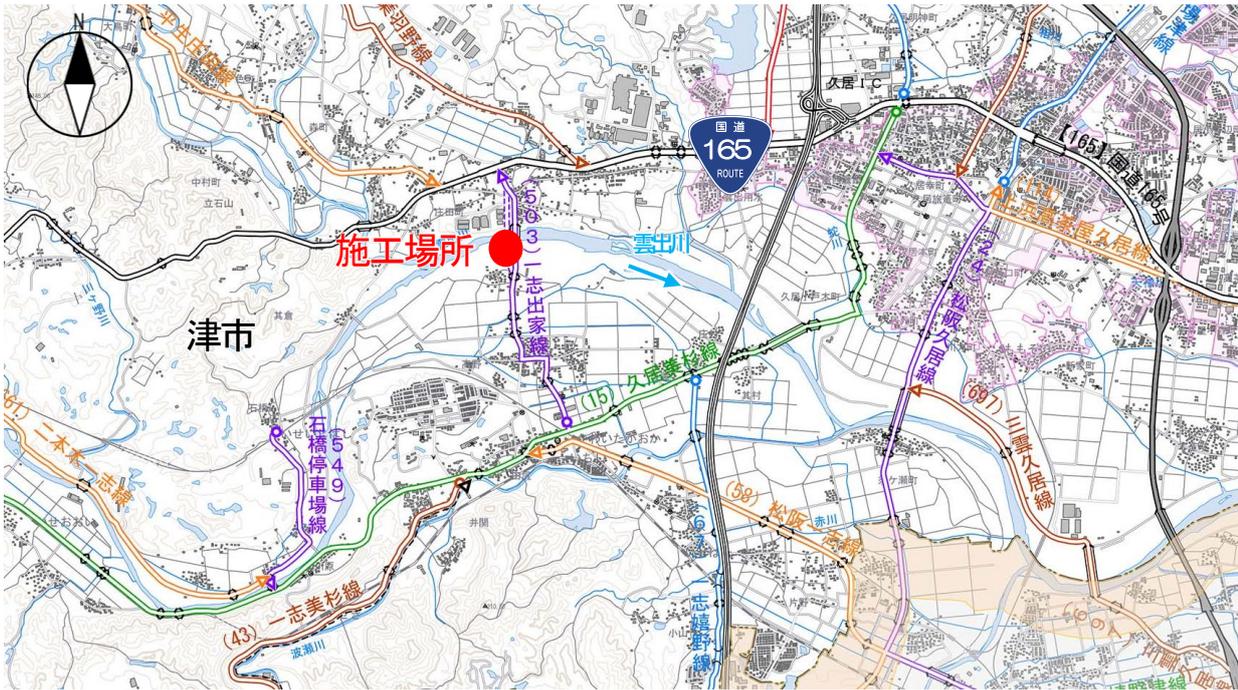


(3) 議案第53号「工事請負契約の変更について(一般県道一志出家線(中川原橋)道路改良(橋梁上部工)工事)」

議案 第53号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	一般県道一志出家線(中川原橋)道路改良(橋梁上部工)工事
施 工 場 所	津市庄田町地内
契 約 金 額	変更前 1,292,500,000 円(消費税等含む) 変更後 1,394,554,700 円(消費税等含む)
請 負 者 住 所 氏 名	松阪市大津町1607番地の1 宇野重工・JFEエンジニアリング特定建設工事共同企業体 代表者 宇野重工株式会社 代表取締役 宇野 雄介
契 約 工 期	令和3年12月23日～令和6年3月1日
工 事 の 概 要	変 更 理 由
橋長 L=337.0m 幅員 W=6.0(9.5)m 橋梁上部工(鋼6径間連続非合成鈹桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=1,030.9t 鋼橋架設工(クローラクレーンベント架設) W=1,030.2t 床版工 V=857 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式	建設工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)に基づき、請負者から賃金等の変動による契約金額の変更請求があり、工事請負契約における契約金額の増額変更を行うものである。
契 約 方 法	随意契約

【議案第53号】 一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良（橋梁上部工）工事
橋長 L=337.0m 幅員 W=6.0 (9.5) m
橋梁上部工（鋼6径間連続非合成鈹桁橋）N=1 橋

【位置図】



【現場状況写真】

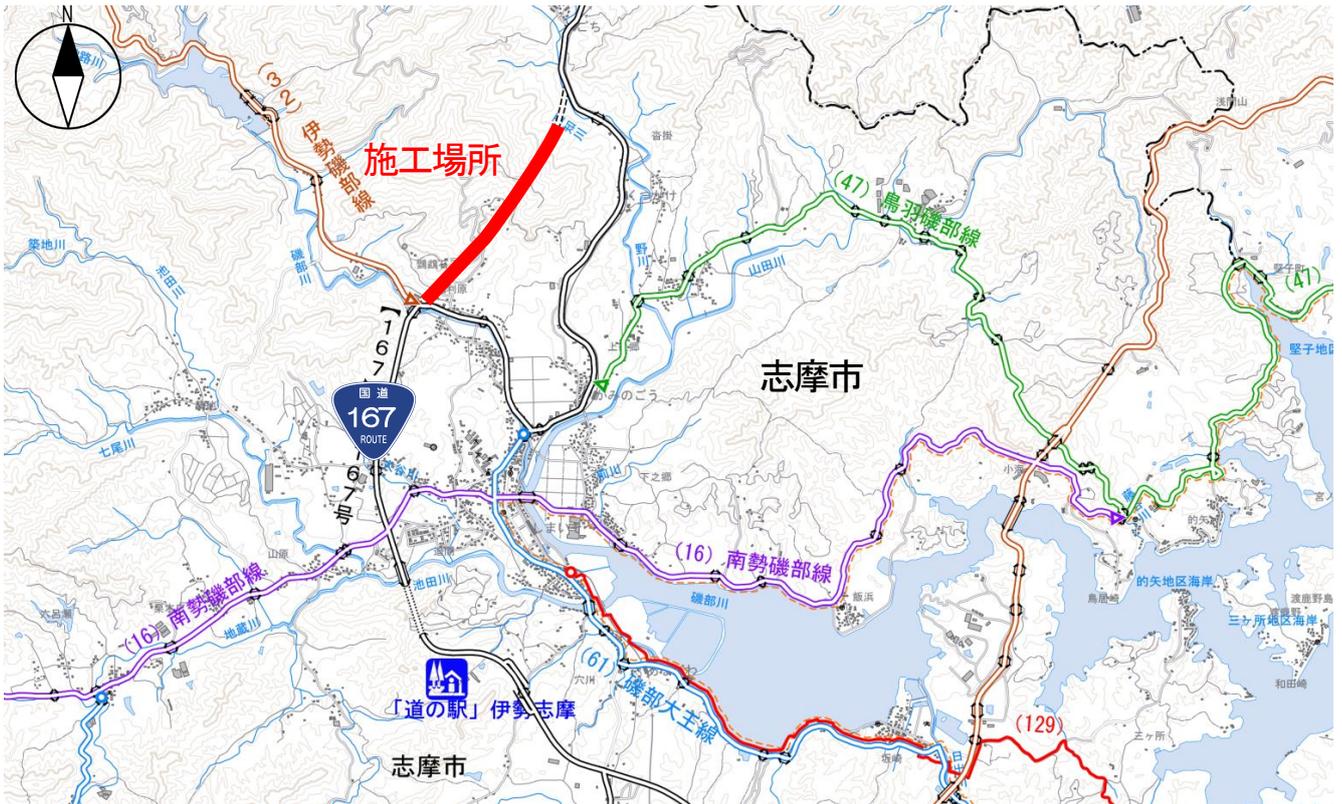


(4) 議案第54号「工事請負契約の変更について（一般国道167号（磯部BP）
道路改良（恵利原五知トンネル（仮称）工事）」

議案 第54号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て	
工 事 名	一般国道167号(磯部BP)道路改良(恵利原五知トンネル(仮称))工事
施 工 場 所	志摩市磯部町恵利原～志摩市磯部町五知地内
契 約 金 額	変更前 7,726,794,900 円(消費税等含む) 変更後 7,833,800,700 円(消費税等含む)
請 負 者 住 所 氏 名	津市栄町1丁目864番 前田・稲葉・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野 裕史
契 約 工 期	令和元年10月18日～令和6年2月15日
工 事 の 概 要	変 更 理 由
<p>施工延長 L=2,000.0m 幅員 W=6.5(7.5)m トンネル工 L=1,823.0m 内空断面積 A=57.8 m² 掘削工(NATM(発破掘削・機械掘削)工法) V=141,400m³</p> <p>覆工コンクリート工 V=15,450m³ 坑門工 N=2 基 車道舗装工 A=12,463 m² 排水工 L=3,586m 非常駐車帯 N=4 箇所 残土処理工 V=136,500 m³ 道路工 L=177.0m 大型ブロック積工 A=544 m²</p>	<p>建設工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)に基づき、請負者から賃金等の変動による契約金額の変更請求があり、工事請負契約における契約金額の増額変更を行うものである。</p>
契 約 方 法	随意契約

【議案第54号】 一般国道167号（磯部BP）道路改良（恵利原五知トンネル（仮称））工事
 施工延長 L=2,000.0m 幅員 W=6.5（7.5）m
 トンネル工 L=1,823.0m 道路工 L=177.0m

【位置図】



【現場状況写真】



トンネル内施工状況【貫通時】



恵利原側坑口



五知側坑口

至 鷺方

至 鳥羽

(6) 三重県流域下水道施設指定管理者の指定について

概要

1 議案

議案第 63 号「三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について」

2 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 審査の経過

令和 5 年 7 月 21 日 第 1 回選定委員会（審査基準及び配点表を決定）

令和 5 年 10 月 26 日 第 2 回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

(2) 審査結果

選定委員会において、三重県流域下水道条例等で定めた審査基準に基づき、公益財団法人三重県下水道公社を審査した結果、指定管理候補者として適当であると判断されました。

(3) 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、公益財団法人三重県下水道公社を指定管理候補者として選定しました。

〔選定理由〕

- ・ 提案されている管理運営の基本方針により、三重県流域下水道施設（以下「下水道施設」という。）の適切な維持管理を図ることができると認められ、かつ下水道施設の効用を最大限に発揮することができると認められること。
- ・ 下水道施設の管理に係る経費の縮減を図ることができると認められること。
- ・ 有資格者をはじめとする人員の配置計画や近年の決算状況から、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有していると認められること。

4 今後の予定

令和 5 年 12 月 指定管理者の指定

令和 6 年 3 月 基本協定書の締結

令和 6 年 4 月 指定管理者による施設管理の開始

三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について（別冊）

1 議案

議案第 63 号「三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している「三重県流域下水道施設」について、令和 6 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県流域下水道条例（令和元年三重県条例第 27 号）第 14 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設名称	設置場所	指定管理候補者の 所在地・名称・代表者
三重県流域下水道施設	北部浄化センター （川越町大字亀崎新田 80 番地 2） 他 5 処理場	松阪市高須町 3922 番地 公益財団法人三重県下水道公社 理事長 真弓 明光

4 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

（1）指定管理者の申請状況

次の団体に対して指定管理者の指定申請を求めた結果、令和 5 年 9 月 22 日に同団体から申請がありました。

- ・ 公益財団法人三重県下水道公社（松阪市高須町 3922 番地）

（2）指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県流域下水道施設指定管理者選定委員会」を設置し、経費だけでなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

- 委員長 勝又 英之（三重大学大学院工学研究科 准教授）
委員 黒田 朱里（公認会計士）
委員 前田 朝子（三重県中小企業レディース中央会 会長）
委員 森 公子（公募委員）
委員 山本 純（地方共同法人日本下水道事業団
東海総合事務所運用支援課 専門幹）

イ 審査の経過

令和5年 7月21日 第1回選定委員会（審査基準及び配点表を決定）
10月26日 第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

審査基準、県が求めた水準及び申請団体の主な提案内容等については、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果

選定委員会において、三重県流域下水道条例等で定めた審査基準に基づき、公益財団法人三重県下水道公社を審査した結果、指定管理候補者として適当であると判断されました。

なお、次のとおり付帯意見がありました。

（情報の発信）

普及啓発等の情報発信について、メディアの活用に一層取り組むこと。

（施設の管理）

機器の故障について、可能な限り迅速に対応するとともに、故障時の代替措置について、事前に検討すること。

（災害時の対応）

災害時における施設見学者や施設に避難する地域住民への対応について、より具体的にBCP等に整理すること。

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、公益財団法人三重県下水道公社を指定管理候補者として選定しました。

カ 選定した理由

- ・ 提案されている管理運営の基本方針により、三重県流域下水道施設（以下「下水道施設」という。）の適切な維持管理を図ることができると認められ、かつ下水道施設の効用を最大限に発揮することができるものと認められること。
- ・ 下水道施設の管理に係る経費の縮減を図ることができると認められること。
- ・ 有資格者をはじめとする人員の配置計画や近年の決算状況から、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有していると認められること。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、民間の幅広い経験と豊富な知識などを効果的に活用することで、各施設の効用を最大限に発揮し、県民サービスの向上及び経費の節減などの効果が見込まれます。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、市町消防団への協力、自然災害防災対応、地域安全対策、花とみどりの活用等の県が推進する施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うように指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 緊急事態発生時の対応

管理業務の実施に関連して事故や災害の緊急事態が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、直ちに適切な応急措置を行うとともに、県及びその他の関係者に対して緊急事態が発生した旨を通知し、必要な措置について協議するよう指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者より毎事業年度提出される業務計画書については、運転・監視・施設点検計画、実施体制等を記載するよう求めます。

(7) 業務報告書の提出

指定管理者より毎月提出される業務報告書については、汚水処理量、流入水及び放流水の水質等の記載を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される事業報告書については、管理業務の実施状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標とその実績等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、県は随時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができます。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した成果目標等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を得た後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和5年12月 指定管理者の指定
令和6年 3月 基本協定書の締結
令和6年 4月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

別紙

施設名：三重県流域下水道施設

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
		公益財団法人三重県下水道公社
1 事業計画の内容が、流域下水道の適切な維持管理を図ることができるものであるか。	いかなる状況においても安全円滑に三重県流域下水道施設（以下「下水道施設」という。）を運転し、受益者に対し安定したサービスを提供すること。	<p>公社の経営理念のもと、次の7つの基本運営方針を掲げて事業を実施するとともに、組織運営に取り組む。</p> <p><公社の経営理念> 私たちは確かな技術と情熱を持って、いかなるときも県民のみなさんに下水道のある快適な暮らしを提供し、誰からも信頼される公社をめざします</p> <p><基本運営方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 放流水質基準値の遵守による公共用水域の水質保全及び改善 設備・機器の計画的な点検、修繕による施設の適正管理 効果的・効率的な運転管理によるコストの縮減 危機管理のさらなる強化 県民の下水道事業に対する関心の醸成と魅力の発信 行政機関への支援 人材育成と技術力の向上
①管理経営の基本方針が適切で、効率的で安全、かつ実現性のある管理ができるものとなっているか。		<p>主要なターゲットを子どもたちとし、以下に取り組む。</p> <p>①施設見学 目標：浄化センター見学者受け入れ数 年間5,000人以上 施設見学アンケートの満足度（小学校） 100%</p> <p>②出前教室 目標：出前講座実施数 年間30回以上 出前講座アンケートの満足度 100%</p>
②見学者への対応は適切に行われるものとなっているか。		<p>公社規程に基づき、個人情報保護及び情報公開について対応する。</p>
③情報の保護管理は適切に行われるものとなっているか。		<p>公社ホームページで、下水道の仕組みや公社の紹介動画、調査研究、入札情報（流域下水道施設の維持管理にかかる工事・修繕・点検業務）、水質情報（各浄化センターから放流している排水の水質検査結果を毎月公開）について、随時発信する。</p> <p>「メディア（特にテレビ）の活用」について引き続き積極的に取り組むこととし、たとえば公社としての番組制作を行うなど、よりレベルアップした、より効果的な広報を実施する。</p>
④情報の発信は適切に行われるものとなっているか。		

施設名：三重県流域下水道施設

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容
		公益財団法人三重県下水道公社
2 事業計画の内容が、流域下水道の効用を最大限に発揮することができるものであるか。	下水道施設の効率的な運営を行い、閉鎖性水域である伊勢湾及びその流域の水質保全に努めること。	
①放流水質への管理が適切に行われるものとなっているか。		<p>生物処理機能の調整により安定的に放流水質をコントロールする技術を高めるとともに、能動的な栄養塩類管理運転に資するため、季節別に放流水質管理値を設定し、放流水質がその水準内に収まるような運転管理に努める。</p> <p>目標を達成するため、「下水道処理施設管理技士」の要件を満たす者等、運転管理に必要な知識を持った職員を配置する。</p>
②周辺への配慮は適切に行われるものとなっているか。		<p>放流先への配慮として塩素の低減化運転及び水質調査、底質調査、悪臭・騒音調査、生物調査等を実施する。</p> <p>浄化センター周辺地域への配慮として臭気抑制対策、美化活動を実施する。</p>
③施設の管理、保守点検等が適切に行われるものとなっているか。		<p>施設管理業務は、景観維持、汚損や劣化の防止、機能維持の考え方に基づき管理する。</p> <p>運転管理業務は、流入状況把握、運転方法決定、操作指示、水質試験及び結果報告、中央監視データ確認、記録保管の順で実施する。運転方法の決定、水質試験による工程確認は重要な技術業務であるため公社職員が直営で実施し、中央監視室での24時間連続監視、機器の遠隔操作、自動運転設定・調整等の作業は当該業務を専門に履行する業者に委託する。</p> <p>機械設備の保守については、保守点検を行い、故障の兆候を見極めて早期に対応し故障件数を減らすとともに、故障から復旧に至るまでの対応方針の決定を1ヶ月以内と期限を設定し、迅速な対応により常に良好な処理機能を維持するよう努める。また、県のストックマネジメント計画の運用にあわせてオーバーホールを調整するなど積極的に協力する。</p>
④安全管理体制が確立されているか。		<p>職員に対し、定期的な保安教育、特殊作業等へ安全衛生管理の有資格者を配置、有機溶剤を扱う職員へ法令で定める特別健康診断を実施する。</p>
⑤災害等緊急時の対応が適切に行われるものとなっているか。	<p>あらゆる災害に対応するため、「下水道業務継続計画（下水道BCP）～災害対応マニュアル～」を策定し、配備体制や指揮命令系統を明確している。また、「年間訓練計画」を立て、大規模地震発生等を想定した図上・実動訓練等を実施する。</p> <p>その他、水処理工程に深刻なダメージを与える設備故障や施設内での火災・爆発事故等の緊急事態に対して的確に対応する。</p>	

施設名：三重県流域下水道施設

審査基準	県が求めた水準	主な提案内容						
		公益財団法人三重県下水道公社						
3 事業計画の内容が、流域下水道の管理に係る経費の縮減を図るものであるか。	①事業計画及び収支予算計画は適切か。	単位：千円						
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
	②経費の縮減に向けた取組や工夫がなされているか。	県提示価格①	5,995,893	6,199,467	6,209,575	6,350,846	6,354,470	31,110,251
		提案価格②	5,992,808	6,196,492	6,206,710	6,347,800	6,350,869	31,094,679
		差引額(①-②)	3,085	2,975	2,865	3,046	3,601	15,572
		従前から実施してきた対策を今後も可能な限り継続して実施するとともに、電力使用量原単位、薬品使用量原単位、汚泥発生量原単位について令和5年度の実績を超えないことを目標値として設定してコスト縮減に取り組む。						
4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているか。	①業務を適切に実施できる組織・人員体制となっているか。	各浄化センターには電気・機械・化学の専門職員を配置し、効率性、危機管理、品質・精度の視点で業務水準が最も高くなる方法を今後も追求する。 水処理施設、汚泥処理施設の運転管理を担当する職員として、各浄化センターに「下水道処理施設管理技士の要件を満たす者」又は「下水道技術検定第3種合格者」を1名以上配置する。						
		②指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。						
総合審査結果		選定委員会において、公益財団法人三重県下水道公社を審査した結果、指定管理候補者として適当であると判断された。						

候補者の名称等

団体の名称等	松阪市高須町3922番地 公益財団法人三重県下水道公社 理事長 真弓 明光
選定委員会の講評（付帯意見）	<p>(情報の発信) 普及啓発等の情報発信について、メディアの活用に一層取り組むこと。</p> <p>(施設の管理) 機器の故障について、可能な限り迅速に対応するとともに、故障時の代替措置について、事前に検討すること。</p> <p>(災害時の対応) 災害時における施設見学者や施設に避難する地域住民への対応について、より具体的にBCP等に整理すること。</p>

(7) (8) (9) (10)

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

概 要

1 議案

議案第 64 号「三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について」
議案第 65 号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について」
議案第 66 号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について」
議案第 67 号「三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について」

2 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

3 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 審査の経過

令和 5 年 6 月 27 日 第 1 回選定委員会（審査基準及び配点表の審議検討）
令和 5 年 10 月 4 日 第 2 回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

(2) 審査結果（評価点数）

施設名称	順位
三重県営住宅 （北勢ブロック）	第 1 順位 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 （評価点 1,922 点）
三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 （中勢伊賀ブロック）	第 1 順位 伊賀南部不動産事業協同組合 （評価点 1,924 点）
三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 （南勢ブロック）	第 1 順位 三重県南勢地区管理事業共同体 （評価点 1,946 点）
三重県営住宅 （東紀州ブロック）	第 1 順位 三重県南勢地区管理事業共同体 （評価点 1,946 点）

上記の結果を踏まえ、第 1 順位の団体について総合審査を行い、指定管理候補者として適当であると判断されました。

(3) 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、以下の点で指定管理者としての適格性が認められることから、選定委員会の審査において第1順位となった団体を指定管理候補者として選定しました。

〔選定理由〕

- ・申請団体には、公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられ、運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致している。

- ・三重県の提示する成果目標を達成するための体制も構築できている。

【北勢ブロック・中勢伊賀ブロック】

- ・災害への準備や災害時の対応及び体制も構築できている。

【南勢ブロック・東紀州ブロック】

- ・これまでの指定管理者としての経験を踏まえ、県営住宅を取り巻く様々な課題について、地域性を踏まえた、入居者サービスの向上に取り組むことが期待できる。

4 今後の予定

令和5年12月 指定管理者の指定

令和6年3月 基本協定書の締結

令和6年4月 指定管理者による施設管理の開始

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の

指定管理者の指定について（別冊）

1 議案

議案第 64 号「三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について」

議案第 65 号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について」

議案第 66 号「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について」

議案第 67 号「三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している「三重県営住宅（北勢ブロック）」、「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）」、「三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）」及び「三重県営住宅（東紀州ブロック）」について、令和 6 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県営住宅条例（平成 9 年三重県条例第 52 号）第 54 条第 2 項及び三重県特定公共賃貸住宅条例（平成 8 年三重県条例第 28 号）第 33 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設名称	設置場所	指定管理候補者の所在地・名称・代表者
三重県営住宅 （北勢ブロック）	県営住宅川成団地 （桑名市大字矢田 424 - 74） 他 14 団地	鈴鹿市寺家町 1085 番地の 1 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 代表理事 鈴木 基幸
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 （中勢伊賀ブロック）	県営住宅千里団地 （津市河芸町千里ヶ丘 69 番地） 他 20 団地	名張市鴻之台 2 番町 19 番地 伊賀南部不動産事業協同組合 代表理事 富永 巖
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 （南勢ブロック）	県営住宅大黒田団地 （松阪市五月町 1497 番地） 他 15 団地	名張市鴻之台 2 番町 19 番地 三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖

三重県営住宅 (東紀州ブロック)	県営住宅泉団地 (尾鷲市泉町 22 - 11) 他 6 団地	名張市鴻之台 2 番町 19 番地 三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖
---------------------	--------------------------------------	--

4 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和 5 年 8 月 8 日から令和 5 年 9 月 15 日まで行った結果、各ブロック、それぞれ 1 団体から応募申請がありました。

施設名称	申請者名
三重県営住宅 (北勢ブロック)	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 (鈴鹿市寺家町 1085 番地の 1)
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (中勢伊賀ブロック)	伊賀南部不動産事業協同組合 (名張市鴻之台 2 番町 19 番地)
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)	三重県南勢地区管理事業共同体 (名張市鴻之台 2 番町 19 番地)
三重県営住宅 (東紀州ブロック)	三重県南勢地区管理事業共同体 (名張市鴻之台 2 番町 19 番地)

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例に基づき、外部有識者等で構成する選定委員会を設置し、サービス水準や経費などについて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 近藤 早映 (三重大学大学院工学研究科准教授)
 委員長代理 黒田 朱里 (公認会計士)
 委員 久保田久美 (一般社団法人三重県介護支援専門員協会副会長)
 委員 笠原 芳彦 (独立行政法人都市再生機構中部支社
管理企画課長)
 委員 吉田清一郎 (公募委員)

イ 審査の経過

令和5年 6月27日 第1回選定委員会（審査基準及び配点表の審議検討）
令和5年 10月 4日 第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

ウ 提案内容及び審査の概要等

審査基準、県が求めた水準及び申請団体の主な提案内容等については、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果（評価点数）

三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例等で定めた選定基準に基づき審査した結果、次のとおり順位を決定しました。

なお、次のとおり、委員会から各ブロックの「今後取り組むべき課題」も提示されています。

施設名称	順位
三重県営住宅 （北勢ブロック）	第1順位 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 （評価点 1,922点）
三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 （中勢伊賀ブロック）	第1順位 伊賀南部不動産事業協同組合 （評価点 1,924点）
三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 （南勢ブロック）	第1順位 三重県南勢地区管理事業共同体 （評価点 1,946点）
三重県営住宅 （東紀州ブロック）	第1順位 三重県南勢地区管理事業共同体 （評価点 1,946点）

【今後取り組むべき課題】

入居率の向上や孤立死の防止といった、県営住宅を取り巻く様々な課題について、他県の事例などを参考に民間事業者と新たな関係性を構築するなど、申請団体独自の創意工夫が一層求められる。また、既存の取組を継承し続けるのではなく、過去の取組から課題を洗い出し、改善策を立て、地域にあった新たな取組として実施することが必要である。

計画の実効性については、事業計画書に記載された各種提案を具体化し、指定管理者独自のKPI（重要業績評価指標・重要達成度指標）を設けることが重要であるので、KPIを作成したうえで、その達成状況を客観的に評価し、改善に繋げていく必要がある。

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、第1順位とされた団体を指定管理候補者として選定しました。

カ 選定した理由

・申請団体には、公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられ、運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致している。

・三重県の提示する成果目標を達成するための体制も構築できている。

【北勢ブロック・中勢伊賀ブロック】

・災害への準備や災害時の対応及び体制も構築できている。

【南勢ブロック・東紀州ブロック】

・これまでの指定管理者としての経験を踏まえ、県営住宅を取り巻く様々な課題について、地域性を踏まえた、入居者サービスの向上に取り組むことが期待できる。

6 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理運営業務を実施することにより、民間の幅広い経験と豊富な知識などを効果的に活用することで、各施設の効用を最大限に発揮し、県民サービスの向上及び経費の節減などの効果が見込まれます。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 県施策への配慮

「人権尊重社会の実現」、「男女共同参画社会の実現」、「持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動」、「ユニバーサルデザインのまちづくり」、「障がいと理由とする差別の解消」、「障害者就労施設等からの優先的な調達」、「次世代育成支援」、「市町消防団への協力」、「自然災害防災対応」といった、県の推進する施策に配慮した管理運営を行うよう指定管理者に求めます。

(2) 情報公開及び個人情報保護

「三重県情報公開条例」の趣旨に則り、管理業務にかかる情報の公開に関する規定を整備し、管理業務を開始する日から情報公開を実施するよう、指定管理者に求めます。また、管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うよう指定管理者に求めます。

(3) 第三者による実施

指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、事前に県の承認を受けることを義務づけるとともに、責任の所在、費用分担について予め定めます。

(4) 緊急事態発生時の対応

管理業務の実施に関連して事故や災害の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに適切な応急措置を行うとともに、県及びその他の関係者に対して緊急事態が発生した旨を通知し、必要な措置について協議するよう指定管理者に求めます。

(5) リスク分担

管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項についての分担を予め定めます。

(6) 業務実施計画書の提出

指定管理者より四半期毎に提出される業務実施計画書については、定期募集や保守点検業務等の実施計画の記載を求めます。

(7) 業務進捗報告書の提出

指定管理者より四半期毎に提出される業務報告書については、定期募集や保守点検業務等の実施状況の記載を求めます。

(8) 業務実績報告書の提出

指定管理者より毎事業年度終了後に提出される業務実績報告書については、管理業務の実施状況、施設の利用状況、成果目標及びその実績等の記載を求めます。

(9) 実施状況の調査・指示等

管理業務の実施状況の確認及び評価を行うため、県は随時、当該施設に立ち入り、説明を求めることができます。

この調査の結果、管理業務の実施状況が事前に示した仕様書等の基準を満たしていない場合は、指定管理者に対し必要な指示や改善勧告を行うこととします。

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

令和5年12月	指定管理者の指定
令和6年3月	基本協定書の締結
令和6年4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

別紙

施設名：三重県営住宅（北勢ブロック）

25

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 鈴鹿亀山不動産事業協同組合	得点
1 管理業務に当たっての基本方針			400点		272点
(1)管理の理念・方針	<p>公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられるか</p> <p>運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか</p>			<p>①県営住宅の健全かつ専門的な運営管理、②安全・安心で快適な施設環境の提供、③地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供により、入居者の安心、安全及び満足度向上に繋げる。</p> <p>高い公共性、透明性を持った安全・快適な公営住宅環境の提供を実現するため、次のような視点で県営住宅の管理運営を行う。</p> <p>①公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ②人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ③コンプライアンスに忠実な運営管理 ④高い管理水準の確保と経費の削減 ⑤行政に準じた業務執行</p>	
(2)県民へのサービスについての考え方	<p>入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか</p>			<p>・ 自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に沿った施設の効用を最大限発揮させる。</p> <p>・ 公平・公正な立場での対応を確立するとともに、サービス向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。</p> <p>①入居希望者へのわかりやすい広報 ②安全・安心・快適な住環境の提供 ③入居者との円滑なコミュニケーションによる信頼関係の構築 ④入居者サービスの向上</p>	
(3)県が進める施策の実現に関する取組	<p>三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか</p>	<p>特に、次の①から③までの施策に取り組む。</p> <p>①地域安全対策 高齢者、障がい者世帯等災害時に配慮が必要な入居者情報を職員全体で共有し、定期的な安全対策訓練・研修を実施する。 ②自然災害防災対応 職員による迅速な応急危険度判定・被災地危険度判定により、入居者の安全安心を確保する。また、家具の転倒防止といった防災意識の向上に繋がる勉強会を開催する。 ③花とみどりの活用 地元自治会・地域づくり協議会等とタイアップする。</p>			

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
			鈴鹿亀山不動産事業協同組合	
2 管理業務の実施方針				
(1)管理体制	<p>①管理業務にかかる組織体制は、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たしているか</p> <p>②団地管理(巡回を含む)の方法及び体制、③入居関係手続の窓口対応について、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか</p>		<p>①職員10名を配置し、電話対応、窓口対応及び団地巡回にあたる。</p> <p>①月3回の「定期巡回」と個別の事案に応じて訪問する「個別巡回」を実施する。個別巡回では、自治会長や管理人などからの情報収集に努める。 ②申請者の車にAEDを設置し、また、職員が普通救命講習を受講するなどAEDの操作ができるようになる。 ③電話対応・窓口対応は「接遇マニュアル」をもとに対応する。「応対票」を1案件1枚作成し、いつ・だれが・どんな要件で・どんな対応をしたのかを書面に記載し、職員全員で情報を共有する。</p>	
(2)職員の配置計画	業務遂行に当たって、適材適所に人数が配置されているか		<p>職員10名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士2名、応急危険度判定士1名 ・通訳1名(非常勤) 	
(3)職員の研修計画	人材育成方針及び研修計画は適切であるか		<p>①職員が中心となった月例会議を実施し個々の能力向上を目指す。 ②役員と職員の意思疎通を図り、風通しの良い、発言できる職場を目指す。 ③実践形式に基づく研修(OJT)と座学による研修(OFF-JT)を組み合わせた研修体系を確立する。</p>	
	①入居者の要望・苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか		<p>①様々な手法(ご意見はがき、入居者相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査)で入居者の意見・要望を収集する。 ②夜間・休日は、夜間・休日サポートシステムを活用し、24時間体制で対応する。 ③苦情対応マニュアルの作成・活用により、適正かつ迅速な苦情対応が行える体制を整備する。</p>	
	②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか		<p>次のような措置を講じることによって、安定的かつ継続的な住環境を提供する。</p> <p>①優先入居のガイダンスを実施する。 ②「face to face」の関係を構築する。 ③高齢者の単身世帯や体調の優れない方を定期的に訪問する。</p>	
	③不法入居者に対する取り締まり体制、対象者の発見及び指導、県への報告(協力)体制が確立されているか		<p>①入居申請時や収入申告提出時に複数の職員でチェックする。 ②団地巡回や入居者からの通報があれば、深夜・早朝を問わず事実確認をし、是正指導を実施する。</p>	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 鈴鹿亀山不動産事業協同組合	得点
(4)管理業務の実施方針	④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫がなされているか		2,400点	①組合員、賛助会員の地域に適合した技術・経験・ノウハウ等を最大限に活用する。 ②計画的な募集対策修繕を実施し(傷み具合のランク付けによる修繕計画)、経費節減・品質確保に努める。 ③空室を定期的に清掃し、劣化を防止する。 ④畳をフローリングにし、襖を木製建具にすることで、修繕費を縮減する。	1,440点
	⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育			①統括保護管理者を設置し、データセキュリティ管理の具体的な措置を講じる。 ②毎年1回職員研修を実施し、情報管理マニュアルを作成・活用する。	
	⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が図られる工夫がなされているか			①三重県の制度に準じた、適切で厳正な入札の実施(工事関連委員会の設置) ②修繕履歴書の作成・活用 ③職員の直営による修繕経費の削減 ④予防保全による修繕費増加の抑制(不具合が広範囲に渡る前に修繕や部品交換を実施)	
	⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか			①「安全管理対策」を策定し、修繕・保守管理等の作業員に周知徹底する。 ②入居者や周辺住民に対し、工事着手前に工事予告をする。 ③工事中は、入居者等の通路の安全を確保するとともに、重機・クレーンを使用する場合等は、周辺の安全を確認する。 ④遊具についてはチェックリストを作成し、「遊具の日常点検講習会」修了者が点検を実施する。	
(5)入居者サービス向上策	①入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか	・管理業務の内容等の基本的事項をまとめた管理業務仕様書や、管理業務を行うに当たり具体的な作業手順、運用及び要領等をまとめた管理マニュアルに基づき、県営住宅を適切に管理する。	2,400点	①災害時の避難場所一覧の作成 ②(パワーポイントを活用した)資格審査説明会・入居説明会の実施 ③業務時間の延長 ④広報紙の発行 ⑤防災訓練・防災勉強会の実施	1,440点
	②住棟及び附属建築物をその状態に応じて点検・管理し、その点検結果を共有する体制を確立しているか			①「定期巡回」及び「個別巡回」の結果を「団地巡回集計システム」に入力し、一元管理する。 ②早急に共有すべき事案は毎朝の朝礼時に、その他の事案は「対応票」を書面で回覧し、社内勉強会で検討する。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
				鈴鹿亀山不動産事業協同組合	
	③入居者からの修繕の依頼に迅速かつ誠実に対応できる体制を確立しているか			①営業時間内は修繕会社に依頼し1時間以内に対応するとともに、営業時間外は夜間・休日サポートセンターから修繕会社に連絡し対応できる体制を構築する。 ②入居者からの修繕依頼に基づき修繕業務を実施するときは、経験豊富な職員が不具合の内容を把握・確認したうえで対応する。	
(6)個人情報等の取扱い	個人情報の保護・情報公開に対する考え方と取組は適切なものであるか			個人情報保護体制を確立する。申請者独自の個人情報保護規程を作成するとともに、マニュアルを作成し、周知徹底する。また、県の情報公開に積極的に協力する。	
(7)緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか			夜間・休日サポートシステムを利用し、24時間・365日対応する。その場合も職員がフォローする。	
	②災害に備えた準備、災害時における対応・体制は適切であるか(特に、入居者の6割を超える高齢者への対応)			①火災・地震等の災害発生時の緊急体制の整備 ②緊急対応マニュアルの作成・活用 ③防災勉強会の実施	
(8)その他の提案	①業務に関しての提案(例:地域コミュニティ向上につながる取組、業務の効率化、建物・設備等の長寿命化対策等について)			①建物・設備等の長寿命化に関する措置・対策を提案するとともに、②無断駐車防止機「マイパーキング」による不正駐車防止に取り組む。	
	②県が提起する課題の解決方法ア 入居率の向上について(施設の有効活用策を含む。)			①ポスターの掲示や関係機関への情報提供に取り組む。 ②空き家修繕後の写真を申請者HPに掲載し、清潔であることをPRする。 ③子育て世帯のために3DKから2LDKに改修し、子育て向け住戸を増やしていく。 ④「古くて暗い」イメージを払拭するため外壁塗装を新しくしていく。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
				鈴鹿亀山不動産事業協同組合	
	②県が提起する課題の解決方法 イ 孤立死防止の取組について			①団地巡回や管理人・入居者から情報収集するとともに、②新聞配達員や水道事業者等に通報を依頼し、入居者の見守りを実施する。 ③通報後は、住宅政策課や団地自治会と連携し現地を確認する。また、入居者の親族や保証人と連絡を取り、入居者の安否確認を行う。緊急性があると判断した場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて各市町の福祉部局へ連絡し、住戸内に立ち入る。	
	②県が提起する課題の解決方法 ウ 外国人に対するコミュニケーション手段の充実について			①通訳を通じて意思疎通を図るとともに、翻訳アプリをインストールしたタブレットを配備する。 ②外国人向けのチラシを作成・配布して、外国人入居者の生活に役立てる。	
3 申請者の状況					
(1)申請団体の概要 (人員確保策を含む。)	指定管理業務を安定して実施する うえでの人員確保策はどのようなものか	・ 県営住宅の管理を適切に遂行 するに十分な人員・実績を有して いること。		指定管理業務受託中であり、現在の人員で対応できる。	
(2)経営状況表	財政状態に問題はないか。 ①手元流動比率 何か月分の売上相当現金と現金 等価物があるかを図る尺度 多いほどよい ②流動比率 100%以上で当面の支払能力あり ③固定比率 100%以下であることが望ましい ④自己資本比率 多いほどよい	・ 県営住宅の管理を安定的に遂 行できる財政的基盤を有するこ と。	250点	過去3年間の経営状況表にあるとおり、県営住宅の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。	162点

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容		得点																								
				鈴鹿亀山不動産事業協同組合																										
	売上・損益の推移に問題はないか			過去3年間の売上・損益の推移のとおり、県営住宅の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。																										
4 管理業務の経費見積																														
(1)管理費関係経費見積 (2)維持・修繕費関係経費見積	県が示す指定管理料提案額に対する見積額の割合	指定管理料の上限 総額 1,276,152千円 令和6(2024)年度 248,128千円 令和7(2025)年度 260,333千円 令和8(2026)年度 266,995千円 令和9(2027)年度 244,981千円 令和10(2028)年度 255,715千円	100点	単位：千円			48点																							
	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6(2024)</th> <th>7(2025)</th> <th>8(2026)</th> <th>9(2027)</th> <th>10(2028)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が提示した指定管理料の上限額①</td> <td>248,128</td> <td>260,333</td> <td>266,995</td> <td>244,981</td> <td>255,715</td> <td>1,276,152</td> </tr> <tr> <td>提案された指定管理料②</td> <td>248,105</td> <td>260,310</td> <td>266,972</td> <td>244,958</td> <td>255,692</td> <td>1,276,037</td> </tr> <tr> <td>差引額 (①-②)</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table>	年度	6(2024)		7(2025)	8(2026)	9(2027)	10(2028)	合計	県が提示した指定管理料の上限額①	248,128	260,333	266,995	244,981	255,715	1,276,152	提案された指定管理料②	248,105	260,310	266,972	244,958	255,692	1,276,037	差引額 (①-②)	23	23	23
年度	6(2024)	7(2025)	8(2026)	9(2027)	10(2028)	合計																								
県が提示した指定管理料の上限額①	248,128	260,333	266,995	244,981	255,715	1,276,152																								
提案された指定管理料②	248,105	260,310	266,972	244,958	255,692	1,276,037																								
差引額 (①-②)	23	23	23	23	23	115																								
総合点			3,150点	①県営住宅と市営住宅の管理を行っており人件費、一般管理費等を受託管理費額で按分計上することにより経費削減に繋げる。 ②「予防保全」を基本とし経費削減を考慮しつつ修繕の数をこなすことで設備的に安心して充実した県営住宅を管理運営する。		1,922点																								

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	鈴鹿市寺家町1085番地の1 鈴鹿亀山不動産事業協同組合 代表理事 鈴木 基幸
選定委員会の講評	選定委員会において審査基準に基づき審査した結果、県が求めた管理水準を満たしていると判断した。

提案内容及び審査の概要

施設名：三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(中勢伊賀ブロック)

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 伊賀南部不動産事業協同組合	得点
1 管理業務に当たっての基本方針					
(1)管理の理念・方針	公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられるか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に沿った施設の効用を最大限発揮させる。 ・ 公平・公正な立場での対応を確立するとともに、サービス向上及び経費の縮減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。 	400点	<p>①県営住宅の健全かつ専門的な運営管理、②安全・安心で快適な施設環境の提供、③地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供により、入居者の安心、安全及び満足度向上に繋げる。</p> <p>高い公共性、透明性を持った安全・快適な公営住宅環境の提供を実現するため、次のような視点で県営住宅の管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ②人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ③コンプライアンスに忠実な運営管理 ④高い管理水準の確保と経費の削減 ⑤行政に準じた業務執行 	268点
	運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか			<p>①入居希望者へのわかりやすい広報</p> <p>②安全・安心・快適な住環境の提供</p> <p>③入居者との円滑なコミュニケーションによる信頼関係の構築</p> <p>④入居者サービスの向上</p>	
(2)県民へのサービスについての考え方	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか			<p>特に、次の①から③までの施策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町消防団への協力 発災時に入居者の安否確認等の情報提供を行う。また、市町消防団が行う住民への防災指導・巡回広報・特別警戒・応急手当指導等の際には協力し、住民と一緒に学ぶ。消防団への入団促進や活性化のために、団員募集のポスターを掲示する。 ②自然災害防災対応 災害ごとのハザードマップを入手して自分の生活する地域にどのような自然災害リスクがあるか正しく認識するよう周知・徹底に努める。水と飲料を食べまわしながら備蓄するローリングストック方式やガスコンロの確保など災害発生前に行えることについても周知していく。 ③花とみどりの活用 敷地内においても住民を癒す効用、良好な景観の形成にプランターによる植栽等に取り組む。管理者として、生活弱者や高齢者・子供達が観賞用の花を育てることに、できる範囲内で協力して取り組んでいく。 	
(3)県が進める施策の実現に関する取組	三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか				

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
			伊賀南部不動産事業協同組合	
2 管理業務の実施方針				
(1)管理体制	<p>①管理業務にかかる組織体制は、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たしているか</p> <p>②団地管理(巡回を含む)の方法及び体制、③入居関係手続の窓口対応について、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか</p>		<p>①職員8名を配置し、電話対応、窓口対応及び団地巡回にあたる。</p> <p>①月4回の「定期巡回」と個別事案に応じて訪問する「個別巡回」を実施する。個別巡回では、自治会長や管理人などからの情報収集に努める。 ②申請者の車にAEDを設置し、また、職員が普通救命講習を受講するなどAEDの操作ができるようにする。 ③ 電話対応・窓口対応は「接客マニュアル」をもとに対応する。「応対票」を1案件1枚作成し、いつ・だれが・どんな物件で・どんな対応をしたのかを書面に記載し、職員全員で情報を共有する。</p>	
(2)職員の配置計画	業務遂行に当たって、適材適所に人数が配置されているか		<p>職員8名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士1名 ・通訳1名(非常勤) 	
(3)職員の研修計画	人材育成方針及び研修計画は適切であるか		<p>①職員の年間目標を設定し、自己啓発意欲の向上を図る。 ②実践形式に基づく研修(OJT)と座学による研修(OFF-JT)を組み合わせた研修体系を確立する。</p>	
	①入居者の要望・苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか		<p>①様々な手法(ご意見箱、入居者相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査)で入居者の意見・要望を収集する。 ②夜間・休日は、夜間・休日システムを活用し、24時間体制で対応する。 ③苦情対応マニュアルの作成・活用により、適正かつ迅速な苦情対応が行える体制を整備する。</p>	
	②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか		<p>次のような措置を講じることによって、安定的かつ継続的な住環境を提供する。</p> <p>①優先入居のガイダンスを実施する。 ②「face to face」の関係を構築する。 ③高齢者の単身世帯や体調の優れない方を定期的に訪問する。</p>	
	③不法入居者に対する取り締まり体制、対象者の発見及び指導、県への報告(協力)体制が確立されているか		<p>①入居申請時や収入申告提出時に複数の職員でチェックする。 ②団地巡回や入居者からの通報があれば、深夜・早朝を問わず事実確認をし、是正指導を実施する。</p>	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 伊賀南部不動産事業協同組合	得点
(4)管理業務の実施方針	④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫がなされているか	・管理業務の内容等の基本的事項をまとめた管理業務仕様書や、管理業務を行うに当たり具体的な作業手順、運用及び要領等をまとめた管理マニュアルに基づき、県営住宅を適切に管理する。	2,400点	①組合員、賛助会員の地域に適合した技術・経験・ノウハウ・信用を最大限に活用する。 ②傷み具合のランク付けによる修繕を実施し、修繕費が一時的に集中しないようにする。また、発注から完成検査まで、数段階のチェックをする。 ③バリアフリー化改修や畳からフローリングへの模様替えなどにも取り組む。 ④空室を定期的に清掃し、劣化を防止します。	1,454点
	⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育			①統括保護責任者を設置し、データセキュリティ管理の具体的な措置を講じる。 ②毎年1回職員研修を実施し、情報管理マニュアルを作成・活用する。	
	⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が図られる工夫がなされているか			①三重県の制度に準じた、適切で厳正な入札の実施(工事関連委員会の設置) ②修繕履歴書の作成・活用 ③職員の直営による修繕経費の削減 ④予防保全による修繕費増加の抑制(不具合が広範囲に渡る前に修繕や部品交換を実施)	
	⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか			①「安全管理対策」を策定し、修繕・保守管理等の作業員に周知徹底する。 ②入居者や周辺住民に対し、工事着手前に工事予告をする。 ③工事中は、入居者等の通路の安全を確保するとともに、重機・クレーンを使用する場合等は、周辺の安全を確認する。 ④遊具についてはチェックリストを作成する。	
(5)入居者サービス向上策	①入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか		①消費者トラブルに関する注意喚起・啓発 ②業務時間の延長 ③広報紙の発行		
	②住棟及び附属建築物をその状態に応じて点検・管理し、その点検結果を共有する体制を確立しているか		①老朽化が進行している外壁爆裂箇所を早期発見し、県に報告後、事故が起きる前に緊急補修工事を行う。 ②老朽化するライフライン、給水管・排水管の長寿命化対策として、排水管については高圧洗浄にて配管内の錆の除去や鉄管から塩ビ管への変更などに取り組む。		

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
				伊賀南部不動産事業協同組合	
	③入居者からの修繕の依頼に迅速かつ誠実に対応できる体制を確立しているか			営業時間内は修繕会社に依頼し1時間以内に対応するとともに、営業時間外は夜間・休日サポートセンターから修繕会社に連絡し対応できる体制を構築する。	
(6)個人情報等の取扱い	個人情報の保護・情報公開に対する考え方と取組は適切なものであるか			個人情報保護体制を確立する。申請者独自の個人情報保護規程を作成するとともに、マニュアルを作成し、周知徹底する。また、県の情報公開に積極的に協力する。	
(7)緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか			夜間・休日サポートシステムを利用し、24時間・365日対応する。その場合も職員がフォローする。	
	②災害に備えた準備、災害時における対応・体制は適切であるか(特に、入居者の6割を超える高齢者への対応)			<ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時(火災・地震等)の緊急体制の整備 ②緊急対応マニュアルの作成・活用 ③消防訓練の周知(消防訓練参加時に防災の知識(平常時からの心がけ)を身に付けてもらう。) ④非常用持出袋の準備や避難方法の確認などの指導 ⑤避難行動要支援者の把握及び地域自治会、福祉部局、消防、警察と連携した発災時の安否確認 ⑥(緊急時に備えた)防災用品・物資等の常備 ⑦緊急通行が可能なパトロール車の配備 	
	①業務に関しての提案(例:地域コミュニティ向上につながる取組、業務の効率化、建物・設備等の長寿命化対策等について)			地域コミュニティ向上のための防災訓練の実施や建物・設備等の長寿命化に関する措置・対策を提案する。	
	②県が提起する課題の解決方法 ア 入居率の向上について(施設の有効活用策を含む。)			<ul style="list-style-type: none"> ①ポスターの掲示や関係機関への情報提供に取り組む。 ②空き家修繕後の写真を申請者HPに掲載し、清潔であることをPRする。 ③民間事業者と連携し、移動販売等で買い物弱者へ支援を行う場合には、県営住宅の敷地利用を承認する(利便性向上、コミュニティ活性化、入居率向上)。 	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容		得点
				伊賀南部不動産事業協同組合		
(8)その他の提案	<p>②県が提起する課題の解決方法 イ 孤立死防止の取組について</p>			<p>①団地巡回や管理人・入居者から情報収集するとともに、新聞配達員や水道事業者等に通報を依頼し、入居者の見守りを実施する。 ②通報後は、住宅政策課や団地自治会と連携し現地を確認する。また、入居者の親族や保証人と連絡を取り、入居者の安否確認を行う。緊急性があると判断した場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて各市町の福祉部局へ連絡し、住戸内に立ち入る。 ③関係機関(民生委員、在宅介護支援センターなど)と孤立死対策について協議し、要援護者に対する協力体制を構築し孤立死を未然に防ぐ取り決めを引き続き行う。</p>		
	<p>②県が提起する課題の解決方法 ウ 外国人に対するコミュニケーション手段の充実について</p>			<p>①通訳を通じて意思疎通を図るとともに、翻訳アプリをインストールしたタブレットを配備する。 ②外国人向けのチラシを作成・配布して、外国人入居者の生活に役立てる。</p>		
3 申請者の状況						
(1)申請団体の概要 (人員確保策を含む。)	<p>指定管理業務を安定して実施するうえでの人員確保策はどのようなものか</p>	<p>・ 県営住宅の管理を適切に遂行するに十分な人員・実績を有していること。</p>		<p>指定管理業務受託中であり、現在の人員で対応できる。</p>		
(2)経営状況表	<p>財政状態に問題はないか。 ①手元流動比率 何か月分の売上相当現金と現金等価物があるかを図る尺度 多いほどよい ②流動比率 100%以上で当面の支払能力あり ③固定比率 100%以下であることが望ましい ④自己資本比率 多いほどよい</p>	<p>・ 県営住宅の管理を安定的に遂行できる財政的基盤を有すること。</p>	250点	<p>過去3年間の経営状況表にあるとおり、県営住宅等の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。</p>	166点	
	<p>売上・損益の推移に問題はないか</p>			<p>過去3年間の売上・損益の推移のとおり、県営住宅等の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。</p>		

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容						得点	
				伊賀南部不動産事業協同組合							
4 管理業務の経費見積			100点	単位：千円						36点	
(1)管理費関係経費見積 (2)維持・修繕費関係経費見積	県が示す指定管理料提案額に対する見積額の割合	指定管理料の上限 総額 1,474,726千円 令和6(2024)年度 299,403千円 令和7(2025)年度 294,886千円 令和8(2026)年度 312,187千円 令和9(2027)年度 298,477千円 令和10(2028)年度 269,773千円		年度	6(2024)	7(2025)	8(2026)	9(2027)	10(2028)		合計
	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか			県が提示した指定管理料の上限額①	299,403	294,886	312,187	298,477	269,773		1,474,726
総合点			3,150点	提案された指定管理料②	299,403	294,886	312,187	298,477	269,773	1,474,726	1,924点
				差引額 (①-②)	0	0	0	0	0	0	
				南勢ブロック・東紀州ブロックの指定管理も同時に受託することにより、人件費・一般管理費・事務費の削減を行う。 部品の交換・小修繕などは職員が実施することにより修繕経費の削減を図る。 建築資材をロット発注することで単価を抑え、修繕費の縮減を行っていきたい。							

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	名張市鴻之台2番町19番地 伊賀南部不動産事業協同組合 代表理事 富永 巖
選定委員会の講評	選定委員会において審査基準に基づき審査した結果、県が求めた管理水準を満たしていると判断した。

提案内容及び審査の概要

施設名：三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅(南勢ブロック)

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点
1 管理業務に当たっての基本方針		<p>・ 自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に沿った施設の効用を最大限発揮させる。</p> <p>・ 公平・公正な立場での対応を確立するとともに、サービス向上及び経費の削減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。</p>	400点	<p>①県営住宅の健全かつ専門的な運営管理、②安全・安心で快適な施設環境の提供、③地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供により、入居者の安心、安全及び満足度向上に繋げる。</p>	272点
(1)管理の理念・方針	<p>公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられるか</p>			<p>高い公共性、透明性を持った安全・快適な公営住宅環境の提供を実現するため、次のような視点で県営住宅の管理運営を行う。</p> <p>①公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ②人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ③コンプライアンスに忠実な運営管理 ④高い管理水準の確保と経費の削減 ⑤行政に準じた業務執行</p>	
(2)県民へのサービスについての考え方	<p>運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか</p> <p>入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか</p>			<p>①入居希望者へのわかりやすい広報 ②安全・安心・快適な住環境の提供 ③入居者との円滑なコミュニケーションによる信頼関係の構築 ④入居者サービスの向上</p>	
(3)県が進める施策の実現に関する取組	<p>三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか</p>	<p>特に、次の①から③までの施策に取り組む。</p> <p>①市町消防団への協力 発災時に入居者の安否確認等の情報提供を行う。また、市町消防団が行う住民への防災指導・巡回広報・特別警戒・応急手当指導等の際には協力し、住民と一緒に学ぶ。消防団への入団促進や活性化のために、団員募集のポスターを掲示する。</p> <p>②自然災害防災対応 災害ごとのハザードマップを入手して自分の生活する地域にどのような自然災害リスクがあるか正しく認識するよう周知・徹底に努める。水と飲料を食べまわしながら備蓄するローリングストック方式やガスコンロの確保など災害発生前に行えることについても周知していく。</p> <p>③花とみどりの活用 敷地内においても住民を癒す効用、良好な景観の形成にプランターによる植栽等に取り組む。管理者として、生活弱者や高齢者・子供達が観賞用の花を育てることに、できる範囲内で協力して取り組んでいく。</p>			

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
			三重県南勢地区管理事業共同体	
2 管理業務の実施方針				
(1)管理体制	①管理業務にかかる組織体制は、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たしているか		①職員5名を配置し、電話対応、窓口対応及び団地巡回にあたる。	
	②団地管理(巡回を含む)の方法及び体制、③入居関係手続の窓口対応について、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか		①月4回の「定期巡回」と個別事案に応じて訪問する「個別巡回」を実施する。個別巡回では、自治会長や管理人などからの情報収集に努める。 ②申請者の車にAEDを設置し、また、職員が普通救命講習を受講するなどAEDの操作ができるようにする。 ③ 電話対応・窓口対応は「接遇マニュアル」をもとに対応する。「応対票」を1案件1枚作成し、いつ・だれが・どんな用件で・どんな対応をしたのかを書面に記載し、職員全員で情報を共有する。	
(2)職員の配置計画	業務遂行に当たって、適材適所に人数が配置されているか		職員5名 ・一級建築士1名	
(3)職員の研修計画	人材育成方針及び研修計画は適切であるか		①職員の年間目標を設定し、自己啓発意欲の向上を図る。 ②実践形式に基づく研修(OJT)と座学による研修(OFF-JT)を組み合わせた研修体系を確立する。	
	①入居者の要望・苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか		①様々な手法(ご意見箱、入居者相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査)で入居者の意見・要望を収集する。 ②夜間・休日は、夜間・休日システムを活用し、24時間体制で対応する。 ③苦情対応マニュアルの作成・活用により、適正かつ迅速な苦情対応が行える体制を整備する。	
	②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか		次のような措置を講じることによって、安定的かつ継続的な住環境を提供する。 ①優先入居のガイダンスを実施する。 ②「face to face」の関係を構築する。 ③高齢者の単身世帯や体調の優れない方を定期的に訪問する。	
	③不法入居者に対する取り締まり体制、対象者の発見及び指導、県への報告(協力)体制が確立されているか		①入居申請時や収入申告提出時に複数の職員でチェックする。 ②団地巡回や入居者からの通報があれば、深夜・早朝を問わず事実確認をし、是正指導を実施する。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点
(4)管理業務の実施方針	④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫がなされているか	<p>・ 管理業務の内容等の基本的事項をまとめた管理業務仕様書や、管理業務を行うに当たり具体的な作業手順、運用及び要領等をまとめた管理マニュアルに基づき、県営住宅を適切に管理する。</p>	2,400点	①組合員、賛助会員の地域に適合した技術・経験・ノウハウ・信用を最大限に活用する。 ②傷み具合のランク付けによる修繕を実施し、修繕費が一時的に集中しないようにする。また、発注から完成検査まで、数段階のチェックをする。 ③バリアフリー化改修や畳からフローリングへの模様替えなどにも取り組む。 ④空室を定期的に清掃し、劣化を防止します。	1,472点
	⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育			①統括保護責任者を設置し、データセキュリティ管理の具体的な措置を講じる。 ②毎年1回職員研修を実施し、情報管理マニュアルを作成・活用する。	
	⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が図られる工夫がなされているか			①三重県の制度に準じた、適切で厳正な入札の実施(工事関連委員会の設置) ②修繕履歴書の作成・活用 ③職員の直営による修繕経費の削減 ④予防保全による修繕費増加の抑制(不具合が広範囲に渡る前に修繕や部品交換を実施)	
	⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか			①「安全管理対策」を策定し、修繕・保守管理等の作業員に周知徹底する。 ②入居者や周辺住民に対し、工事着手前に工事予告をする。 ③工事中は、入居者等の通路の安全を確保するとともに、重機・クレーンを使用する場合等は、周辺の安全を確認する。 ④遊具についてはチェックリストを作成する。	
(5)入居者サービス向上策	①入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか			①消費者トラブルに関する注意喚起・啓発 ②業務時間の延長 ③広報紙の発行	
	②住棟及び附属建築物をその状態に応じて点検・管理し、その点検結果を共有する体制を確立しているか			①老朽化が進行している外壁爆裂箇所を早期発見し、県に報告後、事故が起きる前に緊急補修工事を行う。 ②老朽化するライフライン、給水管・排水管の長寿命化対策として、排水管については高圧洗浄にて配管内の錆の除去や鉄管から塩ビ管への変更などに取り組む。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点
	③入居者からの修繕の依頼に迅速かつ誠実に対応できる体制を確立しているか			営業時間内は修繕会社に依頼し1時間以内に対応するとともに、営業時間外は夜間・休日サポートセンターから修繕会社に連絡し対応できる体制を構築する。	
(6)個人情報等の取扱い	個人情報の保護・情報公開に対する考え方と取組は適切なものであるか			個人情報保護体制を確立する。申請者独自の個人情報保護規程を作成するとともに、マニュアルを作成し、周知徹底する。また、県の情報公開に積極的に協力する。	
(7)緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか			夜間・休日サポートシステムを利用し、24時間・365日対応する。その場合も職員がフォローする。	
	②災害に備えた準備、災害時における対応・体制は適切であるか(特に、入居者の6割を超える高齢者への対応)			<ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時(火災・地震等)の緊急体制の整備 ②緊急対応マニュアルの作成・活用 ③消防訓練の周知(消防訓練参加時に防災の知識(平常時からの心がけ)を身に付けてもらう。) ④非常用持出袋の準備や避難方法の確認などの指導 ⑤避難行動要支援者の把握及び地域自治会、福祉部局、消防、警察と連携した発災時の安否確認 ⑥(緊急時に備えた)防災用品・物資等の常備 ⑦緊急通行が可能なパトロール車の配備 	
	①業務に関しての提案(例:地域コミュニティ向上につながる取組、業務の効率化、建物・設備等の長寿命化対策等について)			地域コミュニティ向上のための防災訓練の実施や建物・設備等の長寿命化に関する措置・対策を提案する。	
	②県が提起する課題の解決方法 ア 入居率の向上について(施設の有効活用策を含む。)			<ul style="list-style-type: none"> ①ポスターの掲示や関係機関への情報提供に取り組む。 ②空き家修繕後の写真を申請者HPに掲載し、清潔であることをPRする。 ③民間事業者と連携し、移動販売等で買い物弱者へ支援を行う場合には、県営住宅の敷地利用を承認する(利便性向上、コミュニティ活性化、入居率向上)。 	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容		得点
				三重県南勢地区管理事業共同体		
(8)その他の提案	②県が提起する課題の解決方法 イ 孤立死防止の取組について			<p>①団地巡回や管理人・入居者から情報収集するとともに、新聞配達員や水道事業者等に通報を依頼し、入居者の見守りを実施する。</p> <p>②通報後は、住宅政策課や団地自治会と連携し現地を確認する。また、入居者の親族や保証人と連絡を取り、入居者の安否確認を行う。緊急性があると判断した場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて各市町の福祉部局へ連絡し、住戸内に立ち入る。</p> <p>③関係機関(民生委員、在宅介護支援センターなど)と孤立死対策について協議し、要援護者に対する協力体制を構築し孤立死を未然に防ぐ取り決めを引き続き行う。</p>		
	②県が提起する課題の解決方法 ウ 外国人に対するコミュニケーション手段の充実について			<p>①通訳を通じて意思疎通を図るとともに、翻訳アプリをインストールしたタブレットを配備する。</p> <p>②外国人向けのチラシを作成・配布して、外国人入居者の生活に役立てる。</p>		
3 申請者の状況						166点
(1)申請団体の概要 (人員確保策を含む。)	指定管理業務を安定して実施する うえでの人員確保策はどのようなものか	・ 県営住宅の管理を適切に遂行 するに十分な人員・実績を有して いること。	250点	指定管理業務受託中であり、現在の人員で対応できる。		
(2)経営状況表	財政状態に問題はないか。 ①手元流動比率 何か月分の売上相当現金と現金 等価物があるかを図る尺度 多いほどよい ②流動比率 100%以上で当面の支払能力あり ③固定比率 100%以下であることが望ましい ④自己資本比率 多いほどよい	・ 県営住宅の管理を安定的に遂 行できる財政的基盤を有すること。		過去3年間の経営状況表にあるとおり、県営住宅等の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。		
	売上・損益の推移に問題はないか			過去3年間の売上・損益の推移のとおり、県営住宅等の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。		

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		得点																													
			三重県南勢地区管理事業共同体																															
4 管理業務の経費見積			単位：千円																															
(1)管理費関係経費見積 (2)維持・修繕費関係経費見積	指定管理料の上限 総額 491,921千円 令和6(2024)年度 97,363千円 令和7(2025)年度 105,228千円 令和8(2026)年度 103,360千円 令和9(2027)年度 100,113千円 令和10(2028)年度 85,857千円	100点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6(2024)</th> <th>7(2025)</th> <th>8(2026)</th> <th>9(2027)</th> <th>10(2028)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が提示した指定管理料の上限額①</td> <td>97,363</td> <td>105,228</td> <td>103,360</td> <td>100,113</td> <td>85,857</td> <td>491,921</td> </tr> <tr> <td>提案された指定管理料②</td> <td>97,363</td> <td>105,228</td> <td>103,360</td> <td>100,113</td> <td>85,857</td> <td>491,921</td> </tr> <tr> <td>差引額 (①-②)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			年度	6(2024)	7(2025)	8(2026)	9(2027)	10(2028)	合計	県が提示した指定管理料の上限額①	97,363	105,228	103,360	100,113	85,857	491,921	提案された指定管理料②	97,363	105,228	103,360	100,113	85,857	491,921	差引額 (①-②)	0	0	0	0	0	0	36点
年度	6(2024)	7(2025)	8(2026)	9(2027)	10(2028)	合計																												
県が提示した指定管理料の上限額①	97,363	105,228	103,360	100,113	85,857	491,921																												
提案された指定管理料②	97,363	105,228	103,360	100,113	85,857	491,921																												
差引額 (①-②)	0	0	0	0	0	0																												
	県が示す指定管理料提案額に対する見積額の割合		中勢伊賀ブロック・東紀州ブロックの指定管理も同時に受託することにより、人件費・一般管理費・事務費の削減を行う。 部品の交換・小修繕などは職員が実施することにより修繕経費の削減を図る。 建築資材をロット発注することで単価を抑え、修繕費の縮減を行っていきたい。																															
	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか																																	
総合点		3,150点				1,946点																												

42

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	名張市鴻之台2番町19番地 三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖
選定委員会の講評	選定委員会において審査基準に基づき審査した結果、県が求めた管理水準を満たしていると判断した。

提案内容及び審査の概要

施設名：三重県営住宅（東紀州ブロック）

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点
1 管理業務に当たっての基本方針		<p>・ 自らの創意工夫を活かし、県営住宅の設置目的に沿った施設の効用を最大限発揮させる。</p> <p>・ 公平・公正な立場での対応を確立するとともに、サービス向上及び経費の削減を図り、もって県民福祉の一層の増進を図る。</p>	400点	<p>①県営住宅の健全かつ専門的な運営管理、②安全・安心で快適な施設環境の提供、③地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供により、入居者の安心、安全及び満足度向上に繋げる。</p>	272点
(1)管理の理念・方針	<p>公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられるか</p>			<p>高い公共性、透明性を持った安全・快適な公営住宅環境の提供を実現するため、次のような視点で県営住宅の管理運営を行う。</p> <p>①公営住宅の設置目的を達成する運営管理 ②人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理 ③コンプライアンスに忠実な運営管理 ④高い管理水準の確保と経費の削減 ⑤行政に準じた業務執行</p>	
(2)県民へのサービスについての考え方	<p>運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか</p> <p>入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか</p>			<p>①入居希望者へのわかりやすい広報 ②安全・安心・快適な住環境の提供 ③入居者との円滑なコミュニケーションによる信頼関係の構築 ④入居者サービスの向上</p>	
(3)県が進める施策の実現に関する取組	<p>三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか</p>	<p>特に、次の①から③までの施策に取り組む。</p> <p>①市町消防団への協力 発災時に入居者の安否確認等の情報提供を行う。また、市町消防団が行う住民への防災指導・巡回広報・特別警戒・応急手当指導等の際には協力し、住民と一緒に学ぶ。消防団への入団促進や活性化のために、団員募集のポスターを掲示する。</p> <p>②自然災害防災対応 災害ごとのハザードマップを入手して自分の生活する地域にどのような自然災害リスクがあるか正しく認識するよう周知・徹底に努める。水と飲料を食べまわしながら備蓄するローリングストック方式やガスコンロの確保など災害発生前に行えることについても周知していく。</p> <p>③花とみどりの活用 敷地内においても住民を癒す効用、良好な景観の形成にプランターによる植栽等に取り組む。管理者として、生活弱者や高齢者・子供達が観賞用の花を育てることに、できる範囲内で協力して取り組んでいく。</p>			

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
			三重県南勢地区管理事業共同体	
2 管理業務の実施方針				
(1)管理体制	<p>①管理業務にかかる組織体制は、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たしているか</p> <p>②団地管理(巡回を含む)の方法及び体制、③入居関係手続の窓口対応について、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか</p>		<p>①職員5名を配置し、電話対応、窓口対応及び団地巡回にあたる。</p> <p>①月4回の「定期巡回」と個別事案に応じて訪問する「個別巡回」を実施する。個別巡回では、自治会長や管理人などからの情報収集に努める。 ②申請者の車にAEDを設置し、また、職員が普通救命講習を受講するなどAEDの操作ができるようにする。 ③ 電話対応・窓口対応は「接客マニュアル」をもとに対応する。「応対票」を1案件1枚作成し、いつ・だれが・どんな用件で・どんな対応をしたのかを書面に記載し、職員全員で情報を共有する。</p>	
(2)職員の配置計画	業務遂行に当たって、適材適所に人数が配置されているか		職員5名 ・一級建築士1名	
(3)職員の研修計画	人材育成方針及び研修計画は適切であるか		<p>①職員の年間目標を設定し、自己啓発意欲の向上を図る。 ②実践形式に基づく研修(OJT)と座学による研修(OFF-JT)を組み合わせた研修体系を確立する。</p>	
	①入居者の要望・苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか		<p>①様々な手法(ご意見箱、入居者相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査)で入居者の意見・要望を収集する。 ②夜間・休日は、夜間・休日システムを活用し、24時間体制で対応する。 ③苦情対応マニュアルの作成・活用により、適正かつ迅速な苦情対応が行える体制を整備する。</p>	
	②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか		<p>次のような措置を講じることによって、安定的かつ継続的な住環境を提供する。</p> <p>①優先入居のガイダンスを実施する。 ②「face to face」の関係を構築する。 ③高齢者の単身世帯や体調の優れない方を定期的に訪問する。</p>	
	③不法入居者に対する取り締まり体制、対象者の発見及び指導、県への報告(協力)体制が確立されているか		<p>①入居申請時や収入申告提出時に複数の職員でチェックする。 ②団地巡回や入居者からの通報があれば、深夜・早朝を問わず事実確認をし、是正指導を実施する。</p>	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点
(4)管理業務の実施方針	④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫がなされているか	<p>・管理業務の内容等の基本的事項をまとめた管理業務仕様書や、管理業務を行うに当たり具体的な作業手順、運用及び要領等をまとめた管理マニュアルに基づき、県営住宅を適切に管理する。</p>	2,400点	①組合員、賛助会員の地域に適合した技術・経験・ノウハウ・信用を最大限に活用する。 ②傷み具合のランク付けによる修繕を実施し、修繕費が一時的に集中しないようにする。また、発注から完成検査まで、数段階のチェックをする。 ③バリアフリー化改修や畳からフローリングへの模様替えなどにも取り組む。 ④空室を定期的に清掃し、劣化を防止します。	1,472点
	⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育			①統括保護責任者を設置し、データセキュリティ管理の具体的な措置を講じる。 ②毎年1回職員研修を実施し、情報管理マニュアルを作成・活用する。	
	⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が図られる工夫がなされているか			①三重県の制度に準じた、適切で厳正な入札の実施(工事関連委員会の設置) ②修繕履歴書の作成・活用 ③職員の直営による修繕経費の削減 ④予防保全による修繕費増加の抑制(不具合が広範囲に渡る前に修繕や部品交換を実施)	
	⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか			①「安全管理対策」を策定し、修繕・保守管理等の作業員に周知徹底する。 ②入居者や周辺住民に対し、工事着手前に工事予告をする。 ③工事中は、入居者等の通路の安全を確保するとともに、重機・クレーンを使用する場合等は、周辺の安全を確認する。 ④遊具についてはチェックリストを作成する。	
(5)入居者サービス向上策	①入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか			①消費者トラブルに関する注意喚起・啓発 ②業務時間の延長 ③広報紙の発行	
	②住棟及び附属建築物をその状態に応じて点検・管理し、その点検結果を共有する体制を確立しているか			①老朽化が進行している外壁爆裂箇所を早期発見し、県に報告後、事故が起きる前に緊急補修工事を行う。 ②老朽化するライフライン、給水管・排水管の長寿命化対策として、排水管については高圧洗浄にて配管内の錆の除去や鉄管から塩ビ管への変更などに取り組む。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容 三重県南勢地区管理事業共同体	得点
	③入居者からの修繕の依頼に迅速かつ誠実に対応できる体制を確立しているか			営業時間内は修繕会社に依頼し1時間以内に対応するとともに、営業時間外は夜間・休日サポートセンターから修繕会社に連絡し対応できる体制を構築する。	
(6)個人情報等の取扱い	個人情報の保護・情報公開に対する考え方と取組は適切なものであるか			個人情報保護体制を確立する。申請者独自の個人情報保護規程を作成するとともに、マニュアルを作成し、周知徹底する。また、県の情報公開に積極的に協力する。	
(7)緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか			夜間・休日サポートシステムを利用し、24時間・365日対応する。その場合も職員がフォローする。	
	②災害に備えた準備、災害時における対応・体制は適切であるか(特に、入居者の6割を超える高齢者への対応)			<ul style="list-style-type: none"> ①災害発生時(火災・地震等)の緊急体制の整備 ②緊急対応マニュアルの作成・活用 ③消防訓練の周知(消防訓練参加時に防災の知識(平常時からの心がけ)を身に付けてもらう。) ④非常用持出袋の準備や避難方法の確認などの指導 ⑤避難行動要支援者の把握及び地域自治会、福祉部局、消防、警察と連携した発災時の安否確認 ⑥(緊急時に備えた)防災用品・物資等の常備 ⑦緊急通行が可能なパトロール車の配備 	
	①業務に関しての提案(例:地域コミュニティ向上につながる取組、業務の効率化、建物・設備等の長寿命化対策等について)			地域コミュニティ向上のための防災訓練の実施や建物・設備等の長寿命化に関する措置・対策を提案する。	
	②県が提起する課題の解決方法 ア 入居率の向上について(施設の有効活用策を含む。)			<ul style="list-style-type: none"> ①ポスターの掲示や関係機関への情報提供に取り組む。 ②空き家修繕後の写真を申請者HPに掲載し、清潔であることをPRする。 ③民間事業者と連携し、移動販売等で買い物弱者へ支援を行う場合には、県営住宅の敷地利用を承認する(利便性向上、コミュニティ活性化、入居率向上)。 	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	得点
				三重県南勢地区管理事業共同体	
(8)その他の提案	②県が提起する課題の解決方法 イ 孤立死防止の取組について			<p>①団地巡回や管理人・入居者から情報収集するとともに、新聞配達員や水道事業者等に通報を依頼し、入居者の見守りを実施する。</p> <p>②通報後は、住宅政策課や団地自治会と連携し現地を確認する。また、入居者の親族や保証人と連絡を取り、入居者の安否確認を行う。緊急性があると判断した場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて各市町の福祉部局へ連絡し、住戸内に立ち入る。</p> <p>③関係機関(民生委員、在宅介護支援センターなど)と孤立死対策について協議し、要援護者に対する協力体制を構築し孤立死を未然に防ぐ取り決めを引き続き行う。</p>	
	②県が提起する課題の解決方法 ウ 外国人に対するコミュニケーション手段の充実について			<p>①通訳を通じて意思疎通を図るとともに、翻訳アプリをインストールしたタブレットを配備する。</p> <p>②外国人向けのチラシを作成・配布して、外国人入居者の生活に役立てる。</p>	
3 申請者の状況					166点
(1)申請団体の概要 (人員確保策を含む。)	指定管理業務を安定して実施する うえでの人員確保策はどのようなものか	・ 県営住宅の管理を適切に遂行 するに十分な人員・実績を有して いること。	250点	指定管理業務受託中であり、現在の人員で対応できる。	
(2)経営状況表	<p>財政状態に問題はないか。</p> <p>①手元流動比率 何か月分の売上相当現金と現金 等価物があるかを図る尺度 多いほどよい</p> <p>②流動比率 100%以上で当面の支払能力あり</p> <p>③固定比率 100%以下であることが望ましい</p> <p>④自己資本比率 多いほどよい</p>	・ 県営住宅の管理を安定的に遂 行できる財政的基盤を有すること。		過去3年間の経営状況表にあるとおり、県営住宅の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。	
	売上・損益の推移に問題はないか			過去3年間の売上・損益の推移のとおり、県営住宅の管理を安定的に実施できる財政的な基盤を有している。	

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容		得点																												
				三重県南勢地区管理事業共同体																														
4 管理業務の経費見積																																		
(1)管理費関係経費見積 (2)維持・修繕費関係経費見積	県が示す指定管理料提案額に対する見積額の割合	指定管理料の上限 総額 175,384千円 令和6(2024)年度 32,359千円 令和7(2025)年度 41,348千円 令和8(2026)年度 41,588千円 令和9(2027)年度 29,741千円 令和10(2028)年度 30,348千円	100点	単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6(2024)</th> <th>7(2025)</th> <th>8(2026)</th> <th>9(2027)</th> <th>10(2028)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県が提示した指定管理料の上限額①</td> <td>32,359</td> <td>41,348</td> <td>41,588</td> <td>29,741</td> <td>30,348</td> <td>175,384</td> </tr> <tr> <td>提案された指定管理料②</td> <td>32,359</td> <td>41,348</td> <td>41,588</td> <td>29,741</td> <td>30,348</td> <td>175,384</td> </tr> <tr> <td>差引額 (①-②)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		年度	6(2024)	7(2025)	8(2026)	9(2027)	10(2028)	合計	県が提示した指定管理料の上限額①	32,359	41,348	41,588	29,741	30,348	175,384	提案された指定管理料②	32,359	41,348	41,588	29,741	30,348	175,384	差引額 (①-②)	0	0	0	0	0	0	36点
	年度	6(2024)		7(2025)	8(2026)	9(2027)	10(2028)	合計																										
県が提示した指定管理料の上限額①	32,359	41,348	41,588	29,741	30,348	175,384																												
提案された指定管理料②	32,359	41,348	41,588	29,741	30,348	175,384																												
差引額 (①-②)	0	0	0	0	0	0																												
県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか		中勢伊賀ブロック・南勢ブロックの指定管理も同時に受託することにより、人件費・一般管理費・事務費の削減を行う。 部品の交換・小修繕などは職員が実施することにより修繕経費の削減を図る。 建築資材をロット発注することで単価を抑え、修繕費の縮減を行っていききたい。																																
総合点			3,150点			1,946点																												

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	名張市鴻之台2番町19番地 三重県南勢地区管理事業共同体 代表 富永 巖
選定委員会の講評	選定委員会において審査基準に基づき審査した結果、県が求めた管理水準を満たしていると判断した。

◎所管事項

**(1)花とみどりの三重づくり基本計画(仮称)
最終案について**

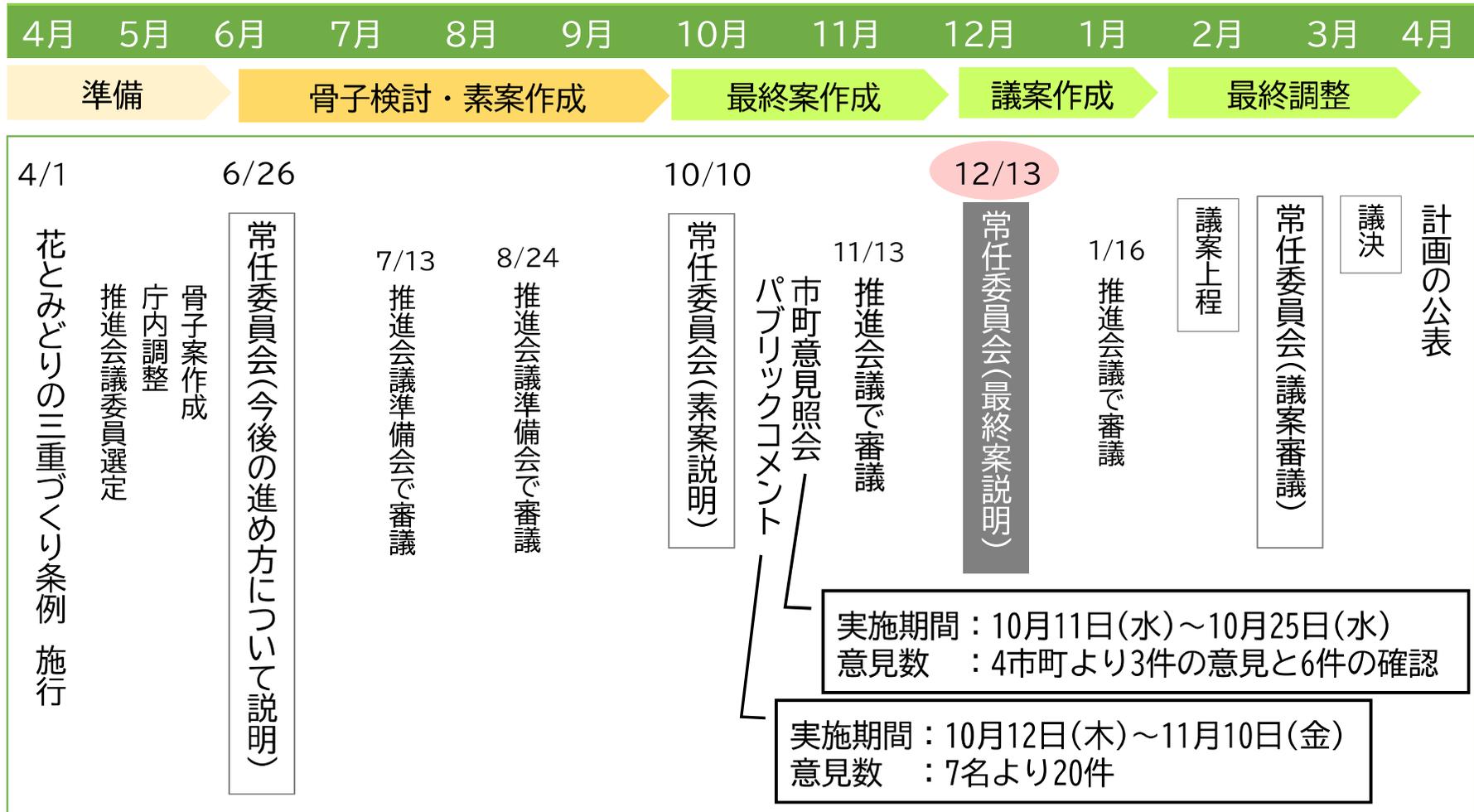


目次

1. これまでの経過と今後のスケジュール
2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称)最終案
 - * 計画の基本的な方針
 - * 10の施策
 - * 目標・推進体制
3. 素案に対する意見への対応
4. 推進会議における意見への対応



1. これまでの経過と今後のスケジュール



2. 基本計画(仮称)最終案：基本的な方針

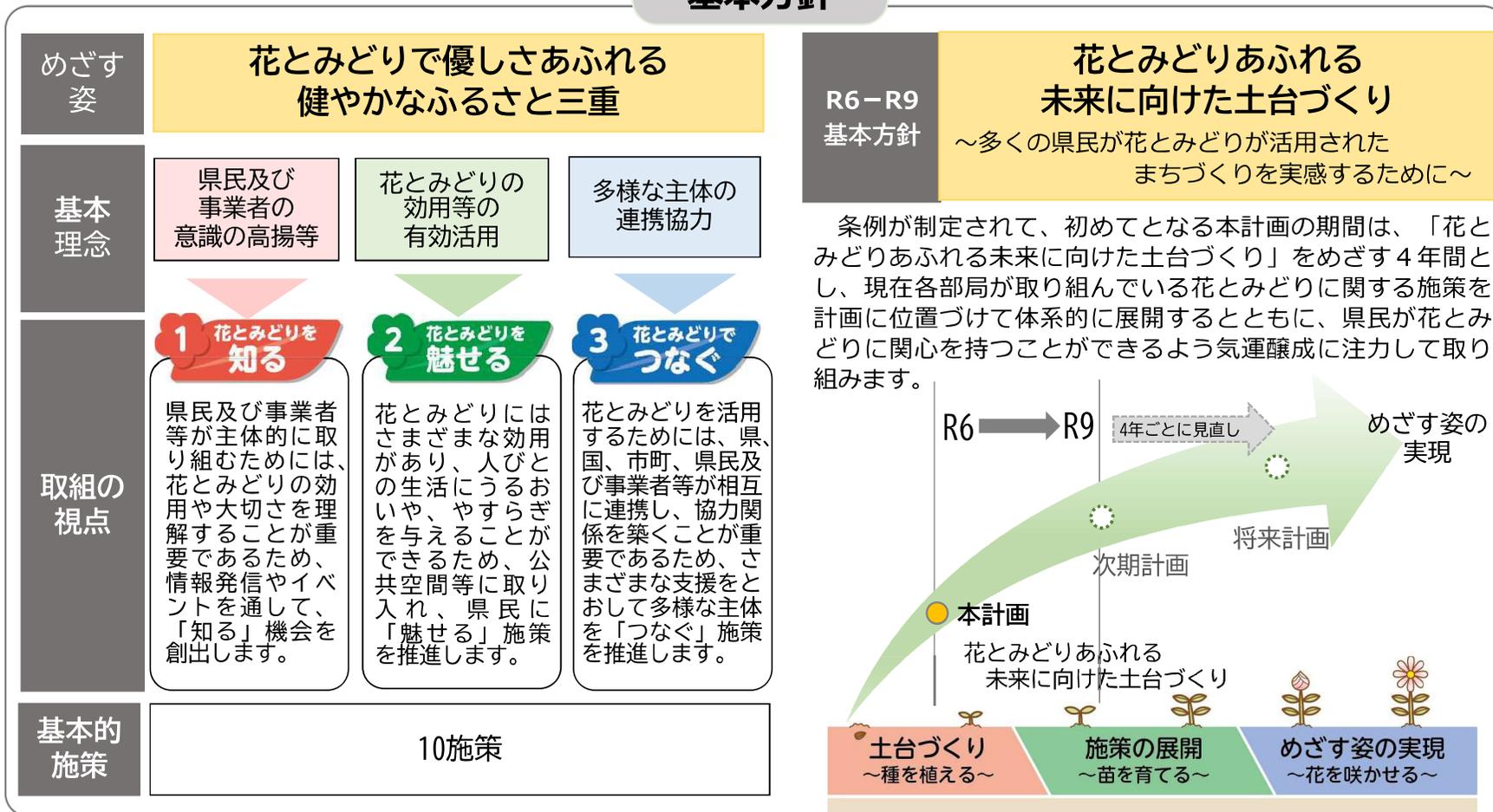
別冊 P20-21

三重県
Mie Prefecture

花とみどりの三重づくり基本計画とは、「花とみどりの三重づくり条例」に基づき、花とみどりの活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間です。

基本方針





2. 基本計画(仮称)最終案：10の施策

別冊 P24-66

三重県
Mie Prefecture

施策1

県有施設等における花とみどりの活用

魅せる つなぐ

- ✓ 県庁舎等における適切な維持管理や、出入り口付近への花壇の設置等
- ✓ 都市公園等の緑化推進/美化ボランティア活動への助成/公共空間の緑化推進

施策2 街路樹等の機能の発揮

魅せる つなぐ

- ✓ 県管理道路の街路樹の維持管理
- ✓ 「みえ花と絆のプロジェクト」等の協働による道路空間の管理

施策3

社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進

知る つなぐ

- ✓ 農業学科等を設置する県立高等学校における園芸福祉活動の実践
- ✓ 社会福祉施設等への花やみどりを活用した事例の情報提供

施策4 花とみどりの文化の振興

知る 魅せる

- ✓ 県営都市公園における花苗ポットや花の種の配布、草木の観察会を実施
- ✓ 花とみどりに関する知識普及のためのイベント等の開催

施策5 花とみどりの教育等の推進

知る つなぐ

- ✓ 子どもたちの花きに関する関心を高める花育の取組

施策6

花とみどりの名所づくりの推進

知る 魅せる

- ✓ 県営北勢中央公園での桜の名所づくり、森林公園等を活用した森林教育等の取組
- ✓ SNS・ホームページによるPRや、季刊誌「観光三重」のホームページでの情報発信

施策7 人材育成等

知る

- ✓ 花き生産者、新規就農者向けの支援
- ✓ 街路樹剪定士の資格活用についての検討
- ✓ 栽培や物流に関する実験、生産技術向上の取組

施策8 情報収集等

知る

- ✓ 花き産業振興を目的としたイベントへの支援、生産性や品質向上を図るための技術導入への支援
- ✓ ホームページ「花とみどりの情報」での情報発信

施策9 県民及び事業者の理解の増進等

知る

- ✓ 「花とみどりの日(4/18)」、「街路樹の日(11/11)」にあわせた理解促進と気運醸成のための花とみどりに親しむ機会づくり
- ✓ 花とみどりの活用につなげるためのSNSを活用した情報発信

施策10 顕彰

知る つなぐ

- ✓ 花とみどりに関する表彰・コンクールの開催

2. 基本計画(仮称)最終案：目標・推進体制

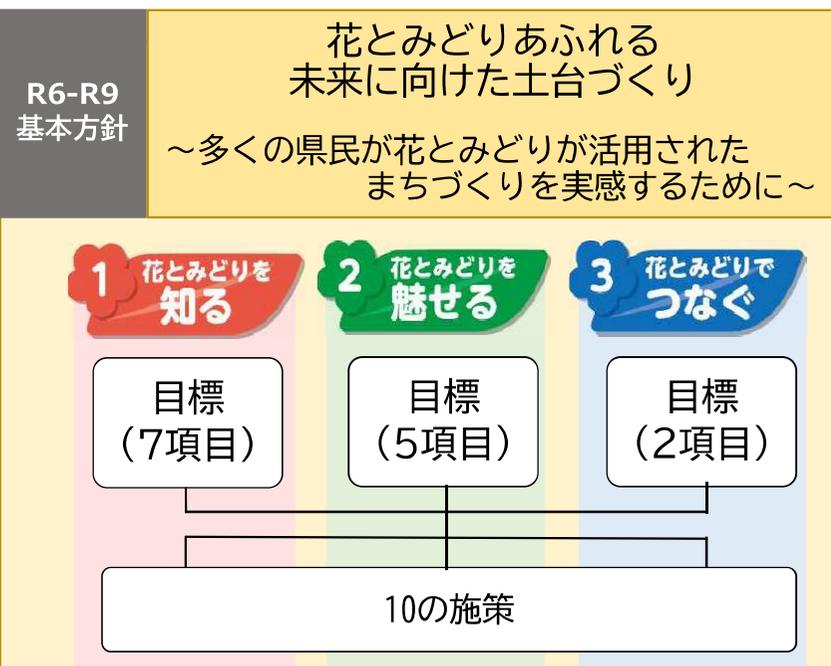
別冊 P68-76

三重県
Mie Prefecture

目標の設定

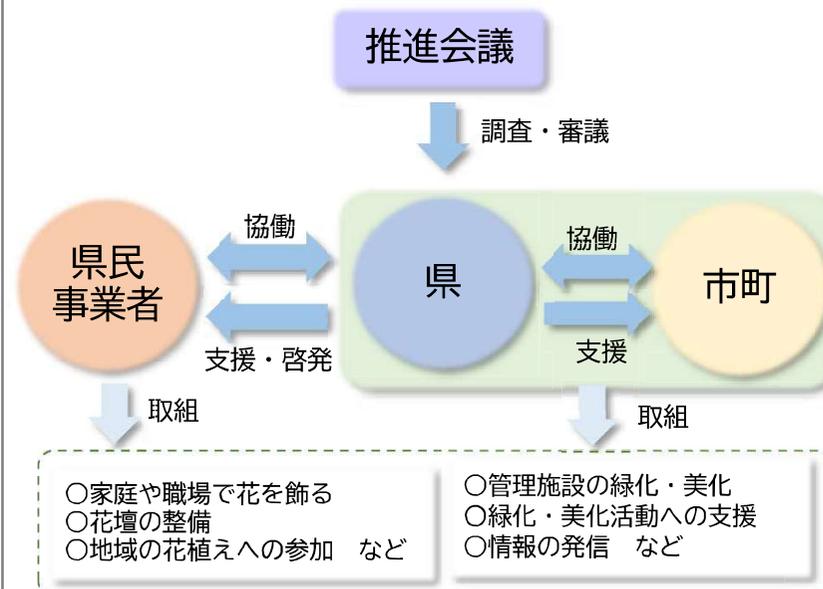
基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

目標は、各施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



推進体制

本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関するさまざまな活動に取り組むことが必要です。



3. 素案に対する意見への対応

別冊 P72,74

三重県
Mie Prefecture

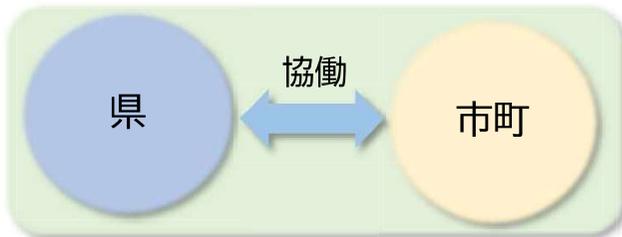
10月10日(火)
常任委員会

市町への支援について検討すること。

対応：市町の活動への支援を追記

修正前

県は、県有施設や県が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を積極的に進めるほか、花とみどりに関する情報の発信、緑化・美化活動への支援等を行い、県民及び事業者等と協働で花とみどりの活用に取り組みます。

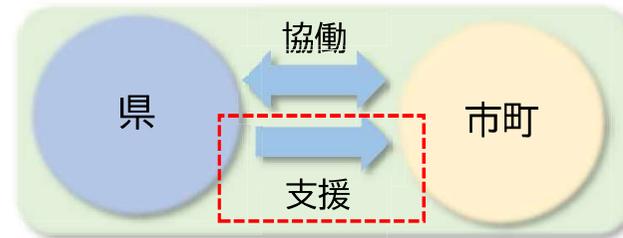


各主体の連携・協働イメージ図抜粋

修正後

県は、県有施設や県が管理する道路等の公共用財産の緑化・美化を積極的に進めるほか、花とみどりに関する情報の発信、緑化・美化活動への支援等を行い、県民及び事業者等と協働で花とみどりの活用に取り組みます。

また、市町が実施する花とみどりの活用を推進する取組と連携し、その活動を支援します。



各主体の連携・協働イメージ図抜粋

特別委員会
委員

駅前取組や街路樹のモデル事例の設定など、目に見える成果が必要。

対応：駅前空間の積極的な緑化について追記

修正前

市町からまちづくりに関する相談の際は、地区計画制度などを活用し、施設や接道部を積極的に緑化するよう助言を行います。

修正後

市町からまちづくりに関する相談の際は、地区計画制度などを活用し、**まちの中心である駅前空間**やさまざまな施設を積極的に緑化するよう助言を行います。

四日市市の駅前空間における花とみどりの活用例を追記。



イメージ図：四日市市提供

特別委員会
委員

道路沿いに自宅や会社がある方が、自ら街路樹の落ち葉の清掃や除草をしようという意識につながる啓発をしてほしい。

対応：

県職員が自ら率先して、庁舎周辺の美化ボランティア活動を行っています。

このような活動や協働による道路空間づくりを通じて、道路沿いに自宅や会社がある方を含めた県民の自主的な維持管理につながるよう花とみどりの大切さ、効果について啓発を行います。



みえ花と絆プロジェクト



美化ボランティア
活動助成事業

取組



除草委託事業



ふれあいの道事業



3. 素案に対する意見への対応

パブリックコメント

実施期間：10月12日(木)～11月10日(金)

7名より20件の意見が提出されました。

基本計画の項目	意見数
計画全般	2
第1章 はじめに	1
第2章 花とみどりを取り巻く状況	6
第3章 計画の基本的な方針	2
第4章 基本的施策の展開	7
第5章 計画の実現に向けて	2
合計	20

対応区分	意見数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	7
② 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	13
合計	20



3. 素案に対する意見への対応

市町意見照会

実施期間：10月11日(水)～10月25日(水)

4市町より3件の意見の提出及び6件の計画内容の確認がありました。

基本計画の項目	意見数
計画全般	
第1章 はじめに	
第2章 花とみどりを取り巻く状況	
第3章 計画の基本的な方針	
第4章 基本的施策の展開	2
第5章 計画の実現に向けて	1
意見	3

対応区分	意見数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	2
② 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	1
合計	3



4. 推進会議における意見への対応

第1回花とみどりの三重づくり推進会議

11月13日(月)に、第1回花とみどりの三重づくり推進会議を開催しました。
パブリックコメントや市町からの意見を反映した最終案を示し、ご審議いただきました。
会議での意見を踏まえ、本日お示しする最終案となっております。



(2)三重県建設産業活性化プラン

～次期活性化プランの策定について～

中間案に向けた検討状況の報告



1. 次期三重県建設産業活性化プランの策定状況
2. 第1回活性化プラン検討会議小委員会・
第2回活性化プラン検討会議の開催結果
3. 第1回小委員会の意見概要
4. 第2回検討会議の意見概要
5. 建設業界からの意見・要請
6. 施策体系
7. 今後の進め方



1. 次期三重県建設産業活性化プランの策定状況

三重県
Mie Prefecture

次期プラン（R6～R9）の策定

6月常任委員会資料

- 県と建設業界が連携することで、建設業が抱える課題等を解決し、地域の建設企業が時代の変化に対応しながら、将来にわたり存続し続けることを目指して、次期建設産業活性化プランを策定する。

取組方針（案）

地域の建設企業の存続（時代の変化に対応した経営）

【担い手の確保】

教育機関との連携の下、建設業の
魅力を発信し、担い手を確保する

【生産性の向上】

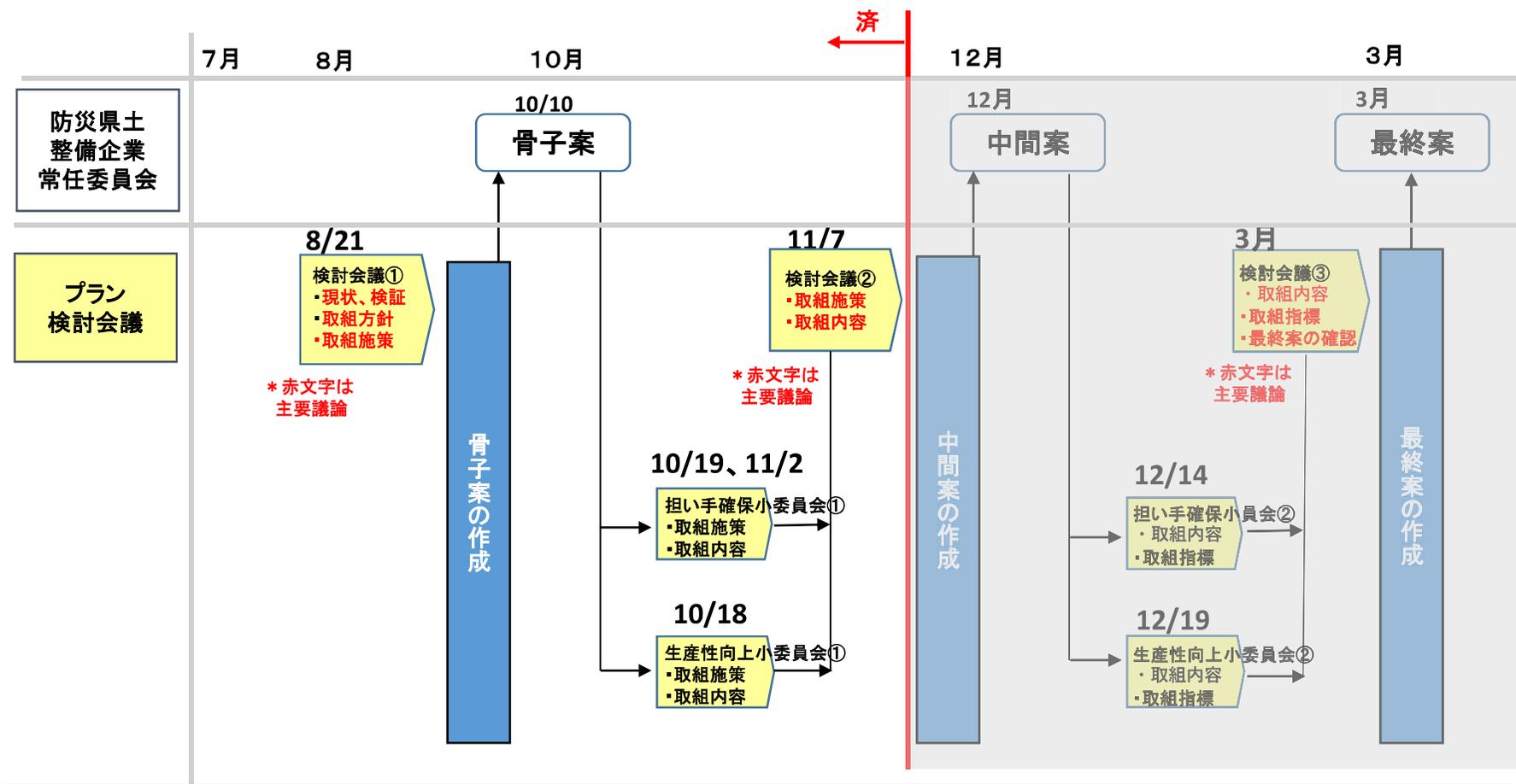
業務プロセスの仕組みの改善や、
建設DXの導入により、生産性を
向上させる

休日の確保や長時間労働の是正、
女性活躍等を推進し、労働環境の
改善を図る

【労働環境の改善】



1. 次期三重県建設産業活性化プランの策定状況



次期三重県建設産業活性化プラン(仮称)策定 令和6年3月(目標)



1. 次期三重県建設産業活性化プランの策定状況

第1回検討会議 〔 骨子案 〕

議論 策定主旨・計画期間

議論 建設業に期待する役割

議論 現状分析・課題
現プランの検証

議論 取組方針（案）

議論 取組施策（案）

第2回検討会議 〔 中間案 〕

確認
(決定) 策定主旨・計画期間

確認
(決定) 建設業に期待する役割

確認
(決定) 現状分析・課題
現プランの検証

確認
(決定) 取組方針

議論 取組施策（案）

議論 取組内容（案）

第3回検討会議 〔 最終案 〕

確認 策定主旨・計画期間

確認 建設業に期待する役割

確認 現状分析・課題
現プランの検証

確認 取組方針

確認
(決定) 取組施策

議論
(決定) 取組内容（案）

議論
(決定) 取組指標（案）

※現状分析・課題、現プランの
検証を踏まえ、取組方針、取組
施策を中心に議論

※取組施策、取組内容を
中心に議論

※取組内容、取組指標を議論
最終案を全般にわたり確認する

議論

：各会議で主にご議論いただきたい部分



1. 次期三重県建設産業活性化プランの策定状況

検討会議 委員一覧

三重県建設産業活性化プラン検討会議		
役職	氏名	分野
三重大学大学院 生物資源学研究所 教授	岡島 賢治	学識経験者
成蹊大学 経済学部 名誉教授	井出 多加子	
名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授	秀島 栄三	
東日本建設業保証株式会社 三重支店長	上田 樹雄	
百五総合研究所 主任研究員	小林 ゆかり	
三重県立伊勢工業高等学校 校長	奥山 敦弘	教育
三重県建設業協会 労働委員会 担当副会長	橋爪 吉生	建設企業
市町（発注者協議会） 津市建設部長	渡邊 公隆	行政
三重県県土整備部 理事	佐竹 元宏	

生産性向上 小委員会		
役職	氏名	分野
名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授	秀島 栄三	学識経験者
(一社)建設ディレクター協会 理事長	新井 恭子	建設DX
中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー	福嶋 成仁	
中部i-Construction研究会 ICTアドバイザー	有城 和哉	建設企業・ 建設DX
三重県建設業協会 土木委員会 副委員長	山野 浩	建設企業
三重県県土整備部 技術管理課長	濱瀬 賢司	行政
担い手確保・育成 小委員会		
役職	氏名	分野
成蹊大学 経済学部 名誉教授	井出 多加子	学識経験者
三重県立津工業高等学校 教諭	山脇 和吉	教育
三重県立桑名北高等学校 主幹教諭	井上 和也	
三重県立紀南高等学校 教諭	福田 美佳	
三重県建設業協会 労働委員会 委員長	伊藤 秀樹	建設企業
三重県建設業協会 女性部会 会長	松本 くみ子	
三重県県土整備部 副部長(公共事業総合政策担当)	上村 告	行政



2. 第1回活性化プラン検討会議小委員会・ 第2回活性化プラン検討会議の開催結果

第1回小委員会の開催結果

建設産業の現状分析結果、現プランの取組結果から、次期プランで取り組むべき課題を整理し、3つの取組方針に基づき、各小委員会のテーマごとに委員の立場から忌憚ない意見を頂いた。

担い手確保小委員会

開催日：10月19日（木）、11月2日（木）

【検討内容】

- ・ **魅力発信**など、教育機関との連携取組
- ・ **望まれる労働環境**と実現に向けての取組（共通）



生産性向上小委員会

開催日：10月18日（水）

【検討内容】

- ・ **建設DX等**の生産性向上の具体取組
- ・ 望まれる労働環境と**実現に向けての取組**（共通）



第2回検討会議の開催結果

開催日：11月7日（火）

担い手確保小委員会・生産性向上小委員会では出された意見の概要、及び出された意見を施策や取組へ反映する方向性について議論いただきました。

【結果】

取組内容について、事務局案をもとに次回の各小委員会にて、第2回検討会議の意見も踏まえ、取組指標とともに議論を深めていくよう意見をいただきました。





3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（魅力発信）

- 建設業の魅力を伝えることができていないことは学校側にも反省点がある。
- 業界全体を知ってもらうためには、個々の企業では負担が大きい。業界・行政で行うことが必要。

意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 建設業の現状や魅力(※)を発信する新たなツールとして動画を活用していきます。
- ・ 動画は学校・業界・行政の意見を踏まえ作成し、作成した動画は、企業や学校が、建設業界のPRや魅力発信のために使用できるようにしていきます。

- ※ 魅力・やりがいとは・・・
- ・ものづくりの楽しさ・達成感
 - ・人命と財産を守る仕事
 - ・地図に残る大きな仕事
 - ・労働環境の変化（週休2日、建設ディレクターや建設DX）など

担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 33 （1）教育機関・建設業界・行政との連携

- 1) 学校（進路指導教諭）訪問等
- 2) 進路教諭と建設企業の交流会

【別冊】 P 34 （2）生徒への魅力発信・動機付け

- 1) 出前授業・現場見学会等の開催
- 2) 多角的な広報活動

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（企業の採用活動）

- 建設業は求人票に「作業員」と記載されるが、「技能職」等言い換えるべき。言葉を見ただけで候補から除外されてしまう。
- 大手企業は高校生の人材確保に力を入れており、生徒向けの採用HPを展開している企業もある。
- （建設企業は）求人票については、業界全体として、時代に合わせた内容に更新していく努力が欠けているが、どのように書けばいいかわからない。
- 求人票の書き方など、教員との交流会の中で説明させてもらっても良い。
- 中小企業では、採用担当者を人材育成することが難しい。

意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 建設企業が採用活動（求人票の書き方、魅力あるHPの作り方など）に関して進路指導教諭からのアドバイスを受け、より効果的な採用活動が実施できるように支援します。

担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 33 （1）教育機関・建設業界・行政との連携
3）採用活動における連携

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

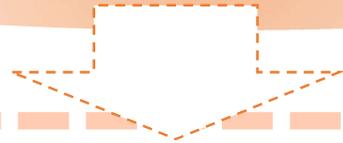
「担い手確保 小委員会」にて出された意見（出前授業等）

- 普通科高校にも積極的に出前授業等を実施してもらっていることは頼もしく感じている。今後も力を入れてやっていただきたい。
- 地元企業の協力で建設業との交流会も取り組んでいる。多くの生徒が興味を持つことは難しいが、プラスに働いている。
- 高校のOB・OGが学校訪問することは効果的である。知っている先輩が入社1～2年目の社員として話をしてくれると生徒の心に刺さる。
- 建設業のやりがいを大きく発信する必要がある。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・ より多くの生徒に魅力を伝えるため、普通科高校に対し積極的に出前授業・現場見学会等を実施していきます。
- ・ OB・OG訪問の実施、ものづくりの楽しさや技術の習得など建設業のやりがいを発信することで、生徒の心に響く取組の実施を促進します。



担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 34 (2) 生徒への魅力発信・動機付け
1) 出前授業・現場見学会等の開催

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（インターンシップ）

- 建設業は現場の繋閑差があり、実施時期によってはインターンシップの実施が適切でない場合がある。現場の掃除しかさせてもらえず、イメージが悪化したケースがある。
- 企業見学時に説明者が一生懸命プレゼンしたことに心を打たれ、説明を受けた生徒の進路希望が変わったという話を聞いた。
- インターンシップに参加した生徒が、そのままその会社に就職したケースがある。
- 高校1年生を対象に、生徒が自らコースを選択して企業見学・体験ができる進路研究を実施している。就職後のイメージ、興味を持ってもらうため数年間継続している。
- 高校2年生の選択科目として金曜日（年間16回）に自宅から直接企業に行き、職場体験をするインターンシップを実施している

意見対応の方向性（事務局案）

- ・ インターンシップの場を利用した建設業の魅力発信を促進します。
- ・ 学校のカリキュラムに沿って、生徒の学年に応じた効果的な取組（実施時期、内容の検討）を実施していきます。

担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 33 （1）教育機関・建設業界・行政との連携
1）学校（進路指導教諭）訪問等

【別冊】 P 34 （2）生徒への魅力発信・動機付け
1）出前授業・現場見学会等の開催

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

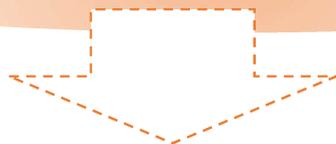
「担い手確保 小委員会」にて出された意見（保護者への建設業のイメージアップ）

- 生徒向け求人票管理システムアプリは保護者も閲覧できるため、効果的なツールとして広がりつつある。
- 就職活動や進学活動は、保護者が大きく影響を与えている。ほぼ内定していても保護者が反対して辞退された事例もある。
- 大雪発生時の雪氷対策など建設業への理解が深まってきているが、保護者の心を掴めていない。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 生徒や保護者が多く利用している求人票管理システムアプリを活用し、身近に情報が得られるような効果的な広報活動を促進します。
- ・ 保護者に対して、従来の建設業のイメージから転換できるよう、労働環境の改善の取組など、保護者に響く建設業の魅力発信を実施していきます。



担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 34 (2) 生徒への魅力発信・動機付け
2) 多角的な広報活動

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「生産性向上 小委員会」にて出された意見（生徒への魅力の伝え方）

- 工業高校で学習する技術は基礎的な内容であり、現場で使用している最先端の技術を学べていない。学校と地域の建設企業が連携して今の技術で勉強会を開催することが効果的。
- 出前授業をした際、建設業の使命を説明することで就職を考える際の選択肢になる可能性があると感じた。
- 3Dを使用した方が見栄えが良い。若者が活躍できる場としてPRできれば、担い手の確保につながる。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 工業高校において、今の技術が学べるよう学校と企業とが連携して取り組みます。
- ・ 就職の選択肢に加えてもらえるよう、生徒に建設業の使命を説明します。
- ・ 魅力発信において、3Dを使用したものをPRしていきます。

検討会議で議論



担い手の確保

次回議論



【別冊】 P 33	(1) 教育機関・建設業界・行政との連携 2) 進路教諭と建設企業の交流会
P 34	(2) 生徒への魅力発信・動機付け 1) 出前授業・現場見学会等の開催



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（キャリアデザイン）

- 若手女性社員にとって地域の建設業は、衣服等の恰好や勤務時間など比較的柔軟な働き方ができるため、自由度の高い職場であると捉えている様に思う。
- キャリアデザインを明確にして、自分の努力次第で実現できる事項など製造業とは違った魅力を見つけてもらいたい。

意見対応の方向性（事務局案）

- ・魅力発信においては、建設企業に他の産業にはない建設業ならではの魅力を聞き取り、発信していきます。
- ・建設企業においては、就職後のキャリアデザインを示すことが重要となため、その取組（企業におけるキャリアデザイン作成）が実施できるように支援します。

検討会議で議論

担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 34 （2）生徒への魅力発信・動機付け
2）多角的な広報活動

労働環境の改善

反映する
取組

【別冊】 P 41 （4）適正な利潤の確保・人材育成・福利厚生
3）福利厚生の充実

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（新たな3Kへの取組）

●今の生徒は「給料」「休日」「きれい（勤務形態）」といった新たな3Kを重視しており、求人票でもこの3点は重要な項目である。

意見対応の方向性（事務局案）

- ・採用活動において、生徒のニーズを踏まえ、求人票への記載項目の改善を促進します。
- ・生徒が重要視する内容が実現できる労働環境を整えるため、適正な企業利潤の確保、週休2日、労働時間の削減、安全な職場環境等の実現に対して取組を実施します。

検討会議で議論

担い手の確保

反映する取組

- 【別冊】 P 33 （1）教育機関・建設業界・行政との連携
3）採用活動における連携

労働環境の改善

反映する取組

- 【別冊】 P 38 （1）週休2日制の定着
1）4週8休の定着
2）市町発注工事における週休2日制工事の定着
3）民間発注工事への周知・促進
- 【別冊】 P 40 （3）安全で快適な労働環境の実現
2）誰もが快適に働くことができる職場環境の整備
- 【別冊】 P 41 （4）適正な利潤の確保・人材育成・福利厚生
1）適正な利潤の確保への適切な対応

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（採用活動用パンフレット）

- どんな資格が取得できるか等、将来の仕事が見えて、どのくらいの給与水準かといったことがパンフレットに記載されている企業は教員からの評価が高い。

意見対応の方向性（事務局案）

- ・生徒や教員のニーズを踏まえ、適切な情報を記載したパンフレットの作成を促進します。
- ・生徒に就職後の将来像を示していけるように、企業に対してキャリアパス（役職、経験年数、職務内容、必要とする資格など）の策定を促進します。

検討会議で議論

担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 33 （1）教育機関・建設業界・行政との連携
3）採用活動における連携

労働環境の改善

反映する
取組

【別冊】 P 41 （4）適正な利潤の確保・人材育成・福利厚生
3）福利厚生の充実

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

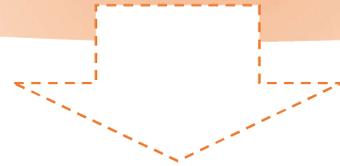
「担い手確保 小委員会」にて出された意見（資格取得支援）

- 資格の取得支援について、個人負担をいかに減らすかが人材育成としては大事



意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 工業高校において、在学中から就職後に必要となる資格の取得支援を実施していきます。
- ・ 企業において、若手従業員のキャリア形成に活かされる資格取得が促されるよう、必要な支援策を実施していきます。



担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 34 （2）生徒への魅力発信・動機付け
3）資格の取得支援

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（U・Iターン人材の確保）

- U・Iターンは、その土地や人に魅力があって移住する。
- 衣食住だけでは人は来ない。教育や福祉、働く場所などがワンストップで提供されることで移住する。三重県の魅力発信と建設業をつなげていく仕組みがないと移住しようと思わない。
- 建設業の話をも先に持ってきて、生活していく上で不安材料があると移住しない。まず自分たちの生活ができることが前提。
- 空き家対策など、何かの取組施策と建設業の雇用を組み合わせる紹介することができれば良い。



検討会議で議論 意見対応の方向性（事務局案）

・教育や福祉、衣食住と合わせて建設業の魅力を発信していく取組を実施していきます。



担い手の確保

次回議論

反映する
取組

【別冊】 P 35 （3）U・Iターン人材等への働きかけ
1) 他部局連携によるU・Iターン人材確保



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（外国人雇用の確保）

- 全体的に全産業で担い手不足となっており、ここ数年で解消されるとは思えない。
- 外国人労働者の育成も大きなテーマである。
- 監理者・技術者の外国人労働者はあまりみかけない。事例を作って欲しいと思う。
- 外国人労働者が現場に入ると、提出する書類が煩雑になると聞く。
- 困っている企業に対して、手続きで困らないよう行政が支援すべき。

意見対応の方向性（事務局案）

・外国人雇用制度への理解を進めるため、他部局が開催する外国人雇用制度に係る説明会等に建設企業が参加できるよう、業界への周知及び他部局との連携・調整を実施していきます。

検討会議で議論

担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 35 (3) U・Iターン人材等への働きかけ
3) 外国人雇用への働きかけ

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「生産性向上 小委員会」にて出された意見 (ICT活用工事)

- Bランク企業にICTを活用する意識が不足している。
- 採算面が合わないのでICT施工を実施できない現場もある。実施率を上げるためには、実情に見合った設計額を設定する必要がある。

現状

三重県は平成30年度から本格的にICT活用工事に取り組んでおり、現在、実施率は65%、企業経験率はAランク64%、Bランク22%となっています。また施工者のアンケート結果からは、生産性が従来施工より約4割向上することを確認しています。



意見対応の方向性 (事務局案)

- ・ 未経験企業を対象にICT活用工事のメリット等を説明し、企業経験率を向上させます。
- ・ ICT活用工事における採算性や生産性向上の効果が現場条件等でどう異なるかを検証し、より効果のある施工プロセスの活用例を示すなどを行います。



生産性の向上

反映する
取組



- 【別冊】 P 36 (1) 建設現場における生産性向上
- 1) 建設DXの推進
 - 2) ICT活用工事の推進

※ICT活用工事とは、ドローンやICT建機により測量や施工など5つのプロセスで生産性を向上させる工事です。

検討会議で議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「生産性向上 小委員会」にて出された意見 (ICT活用)

- 発注者側が建設業界の実態を理解し、どの程度効果があるか検証することが必要。
- ASPや3次元測量などを使用して効率化した施工プロセスを評価する仕組みが必要。
- ICTは特殊な仕事であり、専門的な人材がいなければ難しい。(建機リース会社としては)最初は外注で一緒に取り組もうというスタンスで対応している。
- ICTを自社で行うには、専門的な人員を育成することが必要で、分業化していくことで利益がでて普及に繋がっていく。

意見対応の方向性 (事務局案)

- ・建設DXにより生産性向上を図った場合のインセンティブを検討します。
- ・ICT研修会を開催するなど、ICTを活用できる人材の育成に取り組みます。
- ・建設企業のICT専門人材を育成します。

検討会議で議論

生産性の向上

反映する
取組

【別冊】 P 36 (1) 建設現場における生産性向上
1) 建設DXの推進

労働環境の改善

反映する
取組

(2) ICT人材育成
1) ICT研修による人材の育成

【別冊】 P 39 (2) 施工管理の効率化・分業化
1) 施工管理の社内分業化への支援

※ICT活用とは、ASPや遠隔臨場など、あらゆるDXにより生産性を向上させる取組です。

※ASPとは、インターネット上で工事書類のやりとり(提出・決裁)、図面などのデータ共有を行うシステムです。



3. 第1回小委員会の意見概要

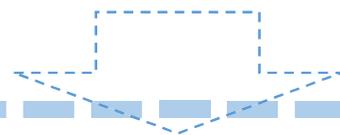
「担い手確保 小委員会」にて出された意見（週休2日制）

- 以前と比較すると状況は改善してきているが、完全な週休二日には至っていない。人員を交代しようにも人員がない。
- 4週6休を達成しているが、4週8休には至っていない。
- 市町の工事は週休二日が評価される訳ではない。発注者の考え方に左右される。休み方に差がでてくる。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・完全週休2日制工事や交替制モデル工事を推進します。
- ・市町の取組が加速するよう県の取組を情報提供するとともに、啓発や必要な支援を実施します。
- ・建築確認審査機関等に対し、民間企業（建築確認申請者）の適正な工期設定、週休2日の確保、時間外労働時間の削減等の周知を依頼します。



労働環境の改善

反映する
取組

- 【別冊】 P 38
- （1）週休2日制の定着
 - 2）市町発注工事における週休2日工事の定着
 - 3）民間発注工事への周知・促進

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

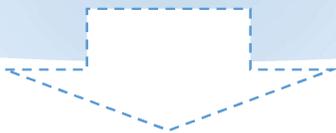
「生産性向上 小委員会」にて出された意見（週休2日制）

- 週休二日制は、公共土木は工期を確保できているが、民間建築は対応が難しい。
- 他の企業が土曜日に働いている状況を見ると、業界として良くないと思うため、業界全体として週休2日が浸透していくよう進めてほしい。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 県工事以外（民間、市町）発注工事の週休2日制を促進させるため、民間発注者への普及啓発や市町への取組要請を行います。



労働環境の改善

反映する
取組

- 【別冊】 P 38
- (1) 週休2日制の定着
 - 2) 市町発注工事における定着
 - 3) 民間発注工事への周知・促進

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（業務の分業化）

- 社内分業による業務の効率化、時間外削減に効果があると考える。
- 建設ディレクター（バックオフィス）制度を取り組みたいと考えているが、なかなか若手（女性の方）に振り向いてもらえない。高校の求人にもどのように記載すればよいか分からない。
- 建設ディレクターに仕事を任せる側の現場監督が、現場状況を遠隔で説明できず現場に来てほしいと考えているため、分業化がうまく機能していない。
- 建設ディレクターの成功例を示すことで、建設企業が取り組むヒントになる。

意見対応の方向性（事務局案）

- ・バックオフィスを活用している企業によるセミナー等を実施していきます。
- ・バックオフィスについて、進路指導教諭からのアドバイスを受け、生徒に対して、より効果的な紹介が実施できるように支援します。

労働環境の改善

反映する
取組

【別冊】 P 39 （2） 施工管理の効率化・分業化
1) 施工管理の社内分業化への支援

担い手の確保

反映する
取組

【別冊】 P 33 （1） 教育機関・建設業界・行政との連携
3) 採用活動における連携

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「生産性向上 小委員会」にて出された意見（バックオフィス）

- 技術者の仕事の6割が書類作成業務のため改善が必要。バックオフィスと現場が共同で取り組むリモート体制を活用する必要がある。
- バックオフィスを進めていくためには、企業内での体制づくりが必要。また人材においては、現場の基礎知識が一定必要。
- 建設業での新たな働き方が認知されはじめ、建設業のイメージアップにつながっている。キャリアパスを設定することで、自分のライフステージに合わせて、現場とバックオフィスを選択できるのではないか。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・施工管理の分業化を進めるための企業内の体制づくり、人材育成、環境整備に取り組む必要があり、バックオフィス導入促進などの支援に取り組みます。



労働環境の改善



- 【別冊】 P 39 (2) 施工管理の効率化・分業化
- 1) 施工管理の社内分業化への支援
 - 2) 施工管理の効率化を支援

検討会議で議論

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

「生産性向上 小委員会」にて出された意見（ASP活用）

- 県はASPをもっと推進してもらいたい。工夫して業務時間を削減することで、時間外労働時間規制に対応できる。
- ASPは書類や掲示板、設計図の図面など様々な場面で活用できる。
- ASPは受注者や発注者間だけでなく、社内での活用が進まなければ普及は難しい。
- 映像により現場を可視化し、遠隔で管理ができることは効果的である
- 工事成績で点数をとるため、書類作成が非常に多い。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 県発注工事においてASP活用を推進します。
- ・ 市町へASP導入に向けた説明会や支援に取り組みます。
- ・ ASPや遠隔の活用事例を紹介し、社内活用も促進します。
- ・ 工事書類の標準化に取り組みます。



労働環境の改善

次回議論



【別冊】 P 39 (2) 施工管理の効率化・分業化
2) 施工管理の効率化を支援



3. 第1回小委員会の意見概要

「担い手確保 小委員会」にて出された意見（安全環境）

- 以前より安全環境は改善されている。福利厚生も自信を持って伝えられるぐらいになってきている気がする。
- サマータイム導入は考えられる。夏は涼しい時間に作業して、早く終わらせて帰るほうが良い。フレックスができればよいが、近隣住民の苦情は発生する。
- サマータイムは有効かもしれない。イメージアップにもつながる。実証実験をしてはどうか。

意見対応の方向性（事務局案）

- ・建設業の魅力発信として、安全環境の改善をアピールしていきます。
- ・フレックスタイムなど労働環境の更なる改善を検討します。

検討会議で議論

労働環境の改善

反映する
取組

【別冊】 P 40 （3）安全で快適な労働環境の実現
1）施工現場の安全確保（事故防止の徹底）

次回議論



3. 第1回小委員会の意見概要

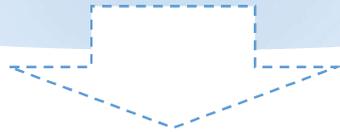
「生産性向上 小委員会」にて出された意見（安全性の向上）

- ICTは熟練度に関係無く施工でき、安全性も高い。BIM/CIMを活用すれば危険箇所も分かる。安全な作業、事故の減少によりイメージアップを図ることができる。
- ICT建機は、山合・谷合の現場で使用することが多い。ICT建機導入により安全性が高まる点をPRしている。



意見対応の方向性（事務局案）

- ・ 安全性を高めるためにも、ICT建機やBIM/CIMの活用を推進します。
- ・ 労働安全対策としてDXの活用を推進します。



労働環境の改善

反映する
取組

【別冊】 P 40 （3）安全で快適な労働環境の実現
1) 施工現場の安全確保

検討会議で議論

次回議論



4. 第2回検討会議の意見概要

第2回検討会議で出された主な意見

「取組方針1 担い手の確保」

1) 魅力発信・イメージアップ

- 生徒は、就職したら1日をどう過ごすのかがよくわかっていない。それぞれの職種ごとにどんな働き方をしているのか、やりがいや、キャリアパスはどのような感じか動画で伝えられると良い。
- 生徒と年齢の近い若手社員の働き方、生活、収入などが見える化すると良い。
- 動画のクオリティ、コンテンツも大事だが、どうやって見てもらうか、広げるかが重要。
- 動画等は既存のコンテンツでもよい。他県の事例など整理したものを教員に伝えるのも有効。
- 動画は何かと絡めて発信する工夫が必要（有名な声優・インフルエンサーなど）
- 小中学校へも出前授業が出来ると小学校～大学までつながったアプローチになる。
- 大学の教職課程で、建設業がやっている内容を教えていくことが有効。10年、20年続けていくと理解が深まった学生が教員になるため業界への理解が進む。
- 普通科の教員と交流したが、普通科の教員は旧の建設業のイメージが強く残っている。一般の家庭でも同じことだと感じた。



4. 第2回検討会議の意見概要

「取組方針1 担い手の確保」

2) U・Iターン

移住については、市町のHPを見る傾向にある。県のHP見ないため、市町のロールモデルをピックアップすると良い。

3) 外国人材の登用

多言語表示増えている。働いている人のニーズを埋めていくことで、多くの方に魅力が伝わっていく。他部局とも連携して働いていく環境も考えていくと良い。



4. 第2回検討会議の意見概要

「取組方針2 生産性の向上」

1) 建設現場における生産性の向上

- 現場にとってもDX化は勉強しながら進めている段階。新入社員が入ってすぐ対応できるように、学校としてもDXの感性を育てていく。
- 工業系高校は3年生に課題研究の時間がある。その中でDXを導入したモノづくりについて、班別学習や授業に組み込んでできると考えている
- 伊勢工業、建築科ではAR技術を活用（地元企業と協力）し3D図面にタブレットをかざせば実寸台で表示される実習授業を実験的に行っている。
- ICT活用工事=DXではない。インセンティブを与えるときには、DXのどの部分に与えるかしっかりと考えてほしい。
- ICT活用工事の人材育成について資格制度が無い中で、研修を誰がどのような形で開催するか分からない。
- DXは、誰が使うかも含めて業務のフローで考えてどの部分で何の必要があって使うのかを整理することが必要。



4. 第2回検討会議の意見概要

「取組方針3 労働環境の改善」

1) 週休2日制の定着

- 週休2日制工事、市町への浸透が大事だが、**市町議会の理解が進まない。週休2日によりコストが上がる**ところを理解していない。

2) 施工管理の効率化・分業化

- 高校の教員は、建設ディレクターを全く知らない。何を**する仕事なのかイメージしにくい。**現場の動きと併せて、成功例を用いて学校へ説明する**よい。
- 建設ディレクターは、**協会があるので業務内容を参考**にしてほしい。
- 建設ディレクターという言葉にかっこいいイメージ**がわく。
- 現場も大事だが、**バックオフィスのこと大事も。オフィス仕事は、時間外削減できる部分**があると感じている人も多い。
- デジタル化が進むことにより高度化、複雑化が進むため、書類のスリム化**が必要。
- すべてを電子化するのではなく、必要な分とそうでない分を精査**していく必要がある。
- 三重県はICT活用工事は進んでいるが、**電子契約は進んでいない**。



4. 第2回検討会議の意見概要

「最終案のとりまとめについて」

1) 記載事項について

- 取組の主体は誰か（県、市町、企業）をわかりやすくする必要がある。
- 現プランを踏襲するものでなく、小委員会を設置した意義、意気込み、議論した事の原因が伝わるようにまとめるとよい
- ASP、BIM、CIMなど一般には言葉が分からないこともあるため、分かってもらえるようにしていくとよい。

2) 新しい取組への配慮事項

- 新たな取組・制度の導入は経費が必要となる。
- 新たな取組・制度を導入することで企業や市町へしわ寄せが出る場合もある。
- 県の支援については、支援内容が具体的にわかるよう記述する。

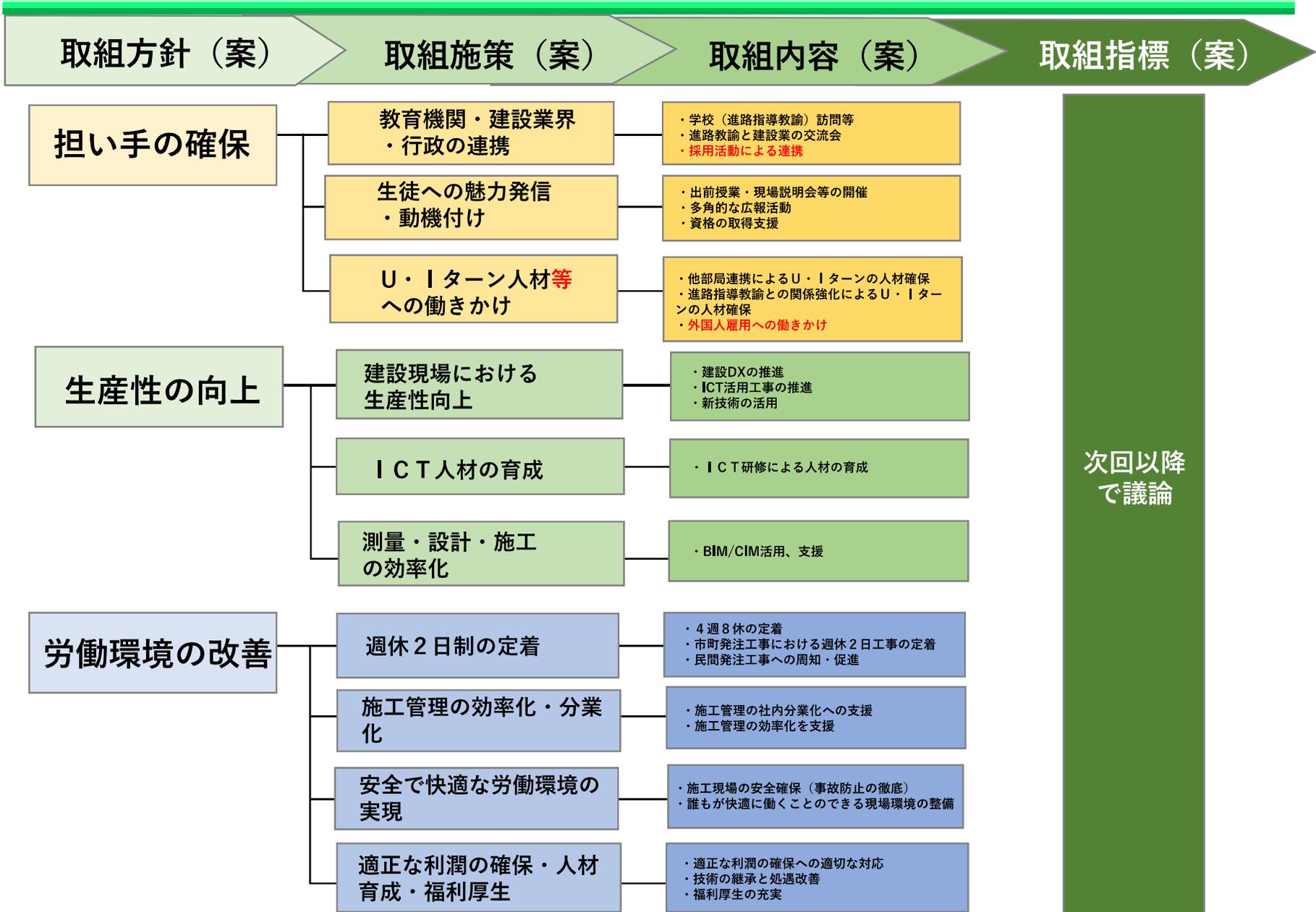


5. 建設業界からの意見・要請

項目	業界から寄せられている意見の概要
高校へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none">• 普通科高校を含め三重県全体の高校へアプローチすることが大事。• 出前授業や現場見学会など、他の手法も含めて効果的な手法の検討が大事• 出前授業や現場見学会などの良い事例をマニュアル化してほしい
週休2日制工事の推進	<ul style="list-style-type: none">• 週休2日制は喫緊の課題。あわせて適正な工期の設定ということが必要。また発注時期、平準化も併せて検討も必要。• 土曜日工事は民間工事で多く、週休2日のアプローチが必要。あわせて市町についても同様にアプローチが必要。• 地域維持型業務や河川内工事などに対する週休2日制の考え方の検討が必要
バックオフィスの導入	<ul style="list-style-type: none">• 現場の負担を減らせるという意味で、建設ディレクター（バックオフィス）はいいこと。• 建設ディレクターの役割や立場を明確化してほしい。
遠隔臨場の推進	<ul style="list-style-type: none">• 遠隔臨場は、県全体で取り組むことによって、かなり効率が上がる。
現場事故防止の徹底	<ul style="list-style-type: none">• 事故防止のアプローチとしては、作業の途中段階でのパトロールなどが効果的
利潤確保の取組	<ul style="list-style-type: none">• 三重県の平均落札率は他県と比べて非常に低い。• 県内建設企業の工事受注量の確保が必要。• 担い手確保、技術者育成の取り組むための経費が必要。• 適正な諸経費、物価及び資材上昇分を適正に工事価格へ反映することが必要。

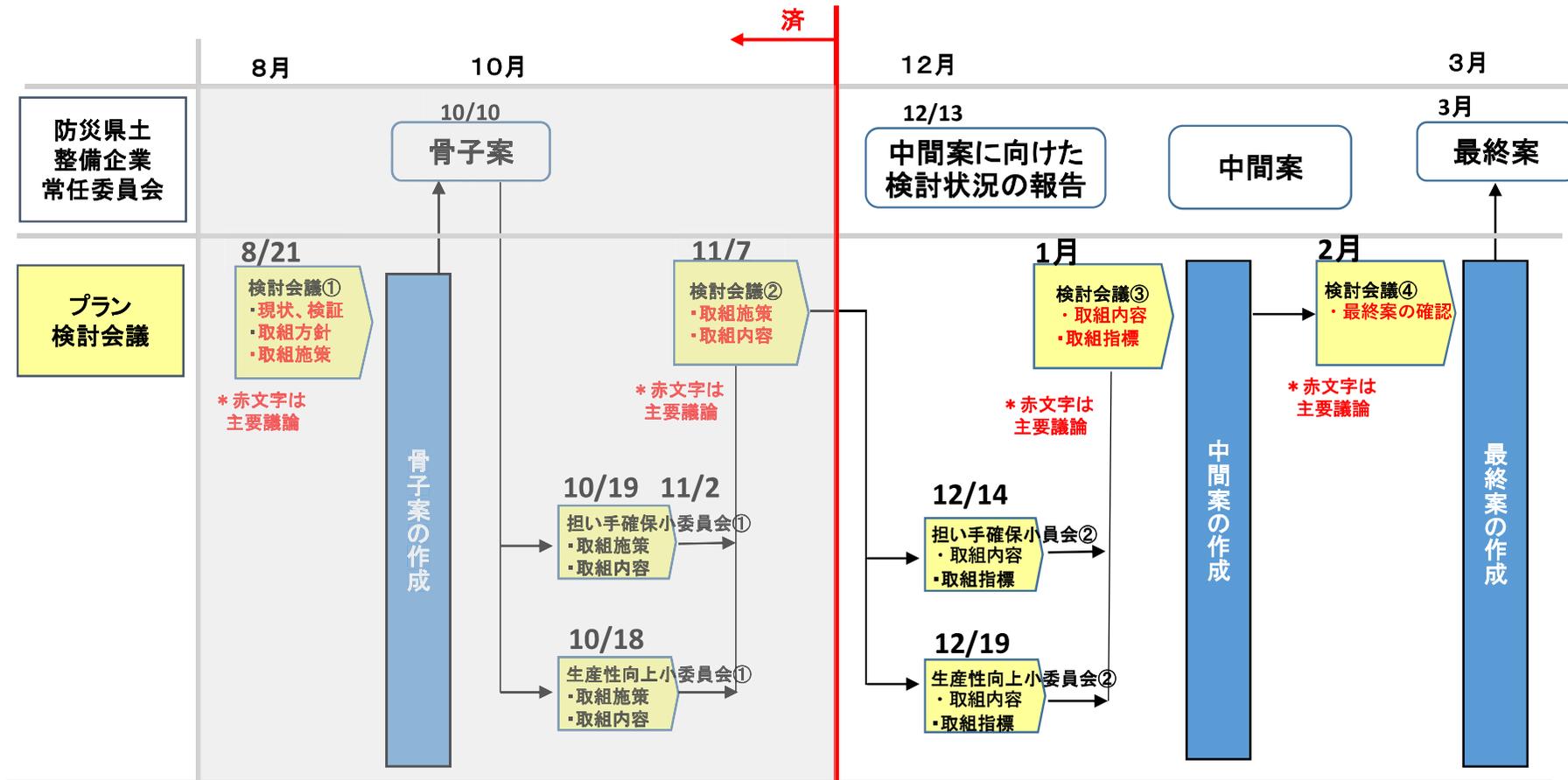


6. 施策体系



7. 今後の進め方

- いただいた意見をもとに、検討会議・小委員会等で議論を深め、中間案・最終案をとりまとめます。
- 中間案については、とりまとめ次第、各委員へ個別に説明します。





7. 今後の進め方

第1回検討会議

〔 骨子案 〕

議論 策定主旨・計画期間

議論 建設業に期待する
役割

議論 現状分析・課題
現プランの検証

議論 取組方針 (案)

議論 取組施策 (案)

第2回検討会議

〔 中間案 〕

確認(決定) 策定主旨・計画期間

確認(決定) 建設業に期待する
役割

確認(決定) 現状分析・課題
現プランの検証

確認(決定) 取組方針

議論 取組施策 (案)

議論 取組内容 (案)

第3回検討会議

追加

〔 中間案 〕

確認(決定) 策定主旨・計画期間

確認(決定) 建設業に期待する
役割

確認(決定) 現状分析・課題
現プランの検証

確認(決定) 取組方針

議論 取組施策 (案)

議論 取組内容 (案)

議論 取組指標 (案)

第4回検討会議

〔 最終案 〕

確認 策定主旨・計画期間

確認 建設業に期待する
役割

確認 現状分析・課題
現プランの検証

確認 取組方針

確認(決定) 取組施策

確認(決定) 取組内容

確認(決定) 取組指標

※現状分析・課題、
現プランの検証を
踏まえ、取組方針、
取組施策を中心に
議論

※取組施策、取組内容を
中心に議論

※取組施策、取組内容、
取組指標を議論

※最終案を全般に
わたり確認する

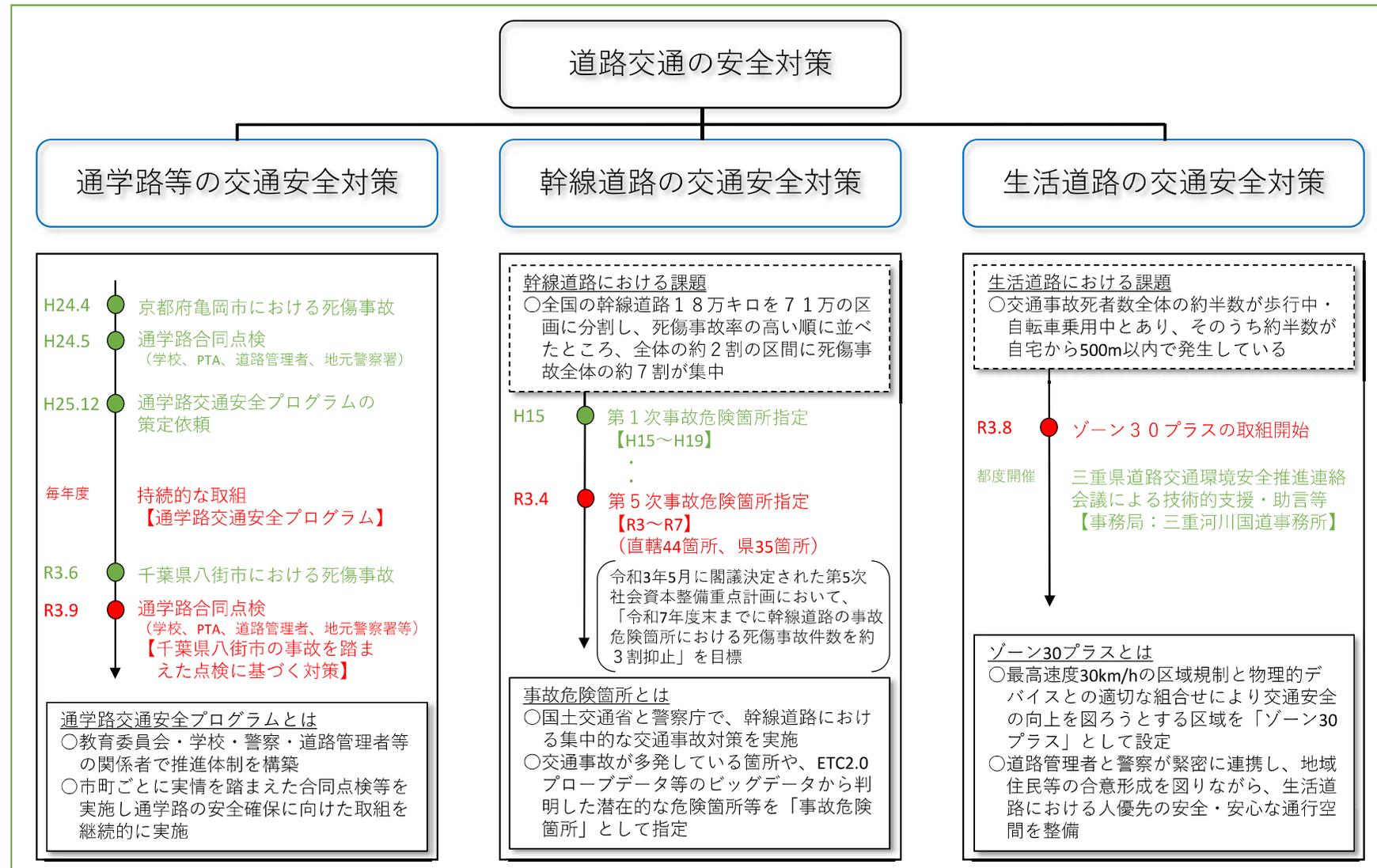
第1回小委員会で非常に多くの意見をいただいたことから、中間案の作成前に検討会議の開催を1回増やし、丁寧な議論のもと意見を取組へ反映させることとした。

(3) 交通安全事業の着実な推進について



1. 主な交通安全対策の概要

交通安全事業の着実な推進について



2. 通学路における交通安全対策

交通安全事業の着実な推進について

(1) 通学路合同点検※

※千葉県八街市の事故を踏まえて R3.7~10に点検実施

千葉県八街市の事故を踏まえた通学路合同点検に基づく対策箇所について「交通安全対策補助事業(通学路緊急対策)」や「防災・安全交付金」を活用し対策を推進

対策箇所の視点

- ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- ・ 過去にヒヤリハットの事例があった箇所
- ・ 保護者等から改善要請がある箇所

主要地方道亀山白山線(亀山市)

ガードパイプ



一般県道藤大三停車場線(津市)

路面標示



	R3年度	R4年度	R5年度
要対策箇所 (県管理道路) 223箇所	合同点検実施 完成 51箇所 (22%)	完成 +161箇所 (93%)	完成(予定) +16箇所 (100%)

(2) 通学路交通安全プログラム

通学路交通安全プログラムに基づく対策箇所について「交通安全対策補助事業(地区内連携)」や「防災・安全交付金」を活用しPDCAサイクルで継続的に対策を推進

対策箇所の視点

- ・ 道路が狭い
- ・ 見通しが悪い
- ・ 人通りが少ない
- ・ 人が身を隠しやすい場所が近い
- ・ 大型車が頻繁に通る



主要地方道四日市鈴鹿環状線(鈴鹿市)

歩道整備



	~R3年度	R4年度	R5年度	R6年度~
要対策箇所 (県管理道路) 309箇所※ ※R3時点の箇所数	完成 233箇所 (75%)	完成 +53箇所 (93%)	完成(予定) +8箇所 (95%)	残り 15箇所

千葉県八街市の事故を踏まえた合同点検や通学路交通安全プログラムの対策箇所について、関係者と連携しながら交通安全対策を推進しています。

3. 幹線道路における交通安全対策

交通安全事業の着実な推進について

(3) 第5次事故危険箇所(35箇所)

幹線道路における事故危険箇所対策

令和4年3月に第5次事故危険箇所に指定された三重県内79箇所(県管理道路35箇所)の事故の危険性が高い箇所に対して、道路管理者と警察が連携しながら交通事故防止対策を推進(事業期間 令和3年度～令和7年度)

国道42号(伊勢市)

路面標示(注意喚起)



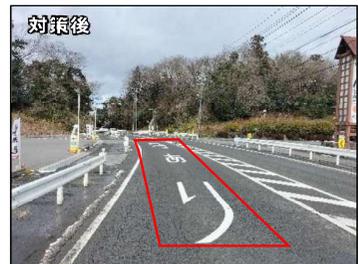
主要地方道伊勢磯部線(伊勢市)

中央分離帯(交差点部視認性確保)



国道306号(いなべ市)

路面標示(注意喚起)



一般県道千草赤水線(四日市市)

区画線(交差点部視認性確保)



	R3・R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事故危険箇所 (県管理道路) 35箇所※ ※第5次事故危険箇所	完成 20箇所 (57%)	完成(予定) +10箇所 (86%)	完成(予定) +5箇所 (100%)	-

対策後は、「三重県道路交通環境安全推進連絡会議」において、対策が完了している事故危険箇所の事後検証を行い、必要に応じて追加対策の検討を行っています。

幹線道路における事故危険箇所のほか、安全な道路交通環境の整備を推進しています。

4. 生活道路等における交通安全対策

交通安全事業の着実な推進について

(4)ゾーン30プラス

生活道路における交通安全対策

歩行者・自転車が安全・安心に生活道路を利用いただけるよう、自動車の速度規制など交通事故削減に向けて道路管理者と警察及び地域とも連携しながら交通安全対策を推進

【市町の事例紹介】ゾーン30プラス

桑名市（修徳地区）



菟野町（竹成・永井地区）



対策後（見守り活動）



対策後（速度規制）



(5)その他の交通安全対策

信号のない交差点における交通安全対策

道路の中央に交通島を設け、信号のない横断歩道を2回に分けて横断することで、通学児童及び高齢者等の歩行者が安全に横断できるよう県警と連携した交通安全対策を県内で初めて実施

主要地方道宮妻峡線（四日市市）

二段階横断歩道



踏切道における交通安全対策

令和4年6月の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が指定する特定道路上（県管理道路）の踏切道において踏切手前及び踏切内に視覚障害者誘導用ブロックを順次設置予定

国道163号（津市）※津新町駅前



国道163号の津新町駅前の踏切において、踏切手前に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。（令和5年度完成予定）

生活道路やその他の交通安全対策についても推進しています。

(4) 道路空間における グリーン化の推進について



地域と協働の花植え活動



県道烏羽松阪線の街路樹



トンネル照明灯のLED化

1. はじめに (道路分野のカーボンニュートラル)

道路空間におけるグリーン化の推進について
国土交通省の資料より作成

- 2020年10月に内閣総理大臣の所信表明演説にて「2030年度に温室効果ガスの46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現」を宣言。国土交通省では、2021年12月に「環境行動計画」をとりまとめ、持続可能で強靱なグリーン社会の実現に向けて、効果的かつ効率的に課題に対応を目指している。
- 今般、道路において「2050年カーボンニュートラルの実現」を目指すにあたり、「道路分野におけるカーボンニュートラル推進戦略中間とりまとめ案」のとりまとめを行った。

<国土交通省の取組>

2050年カーボンニュートラル宣言
(2020.10)

国土交通グリーンチャレンジ
(2021.7)

- グリーン社会の実現に向け、2030年度を見据えた分野横断・官民連携の重点プロジェクトをとりまとめ

国土交通省環境行動計画
(2021.12)

- 国土交通省における環境関連施策の充実・強化を図り、2050年まで見据えつつ2030年度までを計画期間として、計画的・効果的な実施を推進

「道路におけるカーボンニュートラル推進戦略」
(令和5年9月 中間まとめ公表)

道路分野のカーボンニュートラル推進戦略の4つの柱

- 政府目標である「2030年度に温室効果ガスの46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現」を目指すため、道路分野においても「2050年カーボンニュートラル」を目標に、4つの柱により重点的に取り組めます。

(1)道路交通の円滑化

- ・道路ネットワークの整備や渋滞対策等により、道路交通の円滑化を図り、生産性の向上に加え、CO₂の排出量の削減に貢献する道路整備を行います。



渋滞対策等によりCO₂排出量を削減

(2)低炭素な人流・物流への転換

- ・新たなモビリティ、公共交通、自転車、快適な歩行空間の整備等、低炭素な交通手段の利用を促進します。
- ・道路の面から輸送量、効率化の取組を支え、低炭素な物流システムの構築を促進します。



新たなモビリティの導入

(3)道路交通の電動化

- ・再生可能エネルギーの活用の潮流を踏まえ、関係省庁・部局と連携し、発電・送電・給電の観点で、電動車の導入促進、再生可能エネルギーの導入の取組を推進します。



EV蓄電施設の設置の促進

(4)道路のライフサイクル全体の低炭素化

- ・道路の計画・建設・管理等におけるライフサイクル全体で排出されるCO₂の削減を推進します。



LED照明の導入促進

2. トンネル照明灯のLED化

道路空間におけるグリーン化の推進について

(1)課題

脱炭素社会の実現に向け、CO₂排出量の削減が求められていることから、道路施設においてCO₂排出量の削減に取り組む必要がある。

道路施設のうち、CO₂削減効果が最も期待できる道路照明施設のグリーン化を推進。

CO₂の排出量が多いトンネル照明灯のLED化※を優先的に推進。

※従来のナトリウム灯などから消費電力の小さいLED照明灯に交換

CO₂排出量 比較

道路照明施設	平成30年度時点 CO ₂ 排出量 (t/年)
トンネル照明灯(昼夜点灯) 約7,500灯	約1,590
トンネル以外の照明灯(夜間点灯) 約6,500灯	約550

※同規格の照明灯で計算した場合

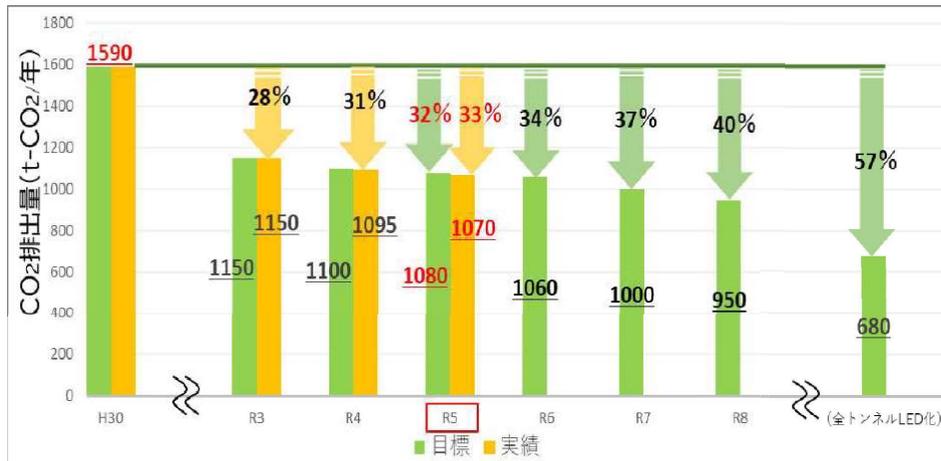
(2)進捗状況

県が管理するトンネル照明LED化による年間CO₂排出量の削減割合 ※平成30年度比較

令和3年度(目標設定時)
28%削減
(CO₂排出量 1,150 t/年)

令和5年度(実績)
33%削減
(CO₂排出量 1,070t/年)

令和8年度(目標)
40%削減
(CO₂排出量 950t/年)



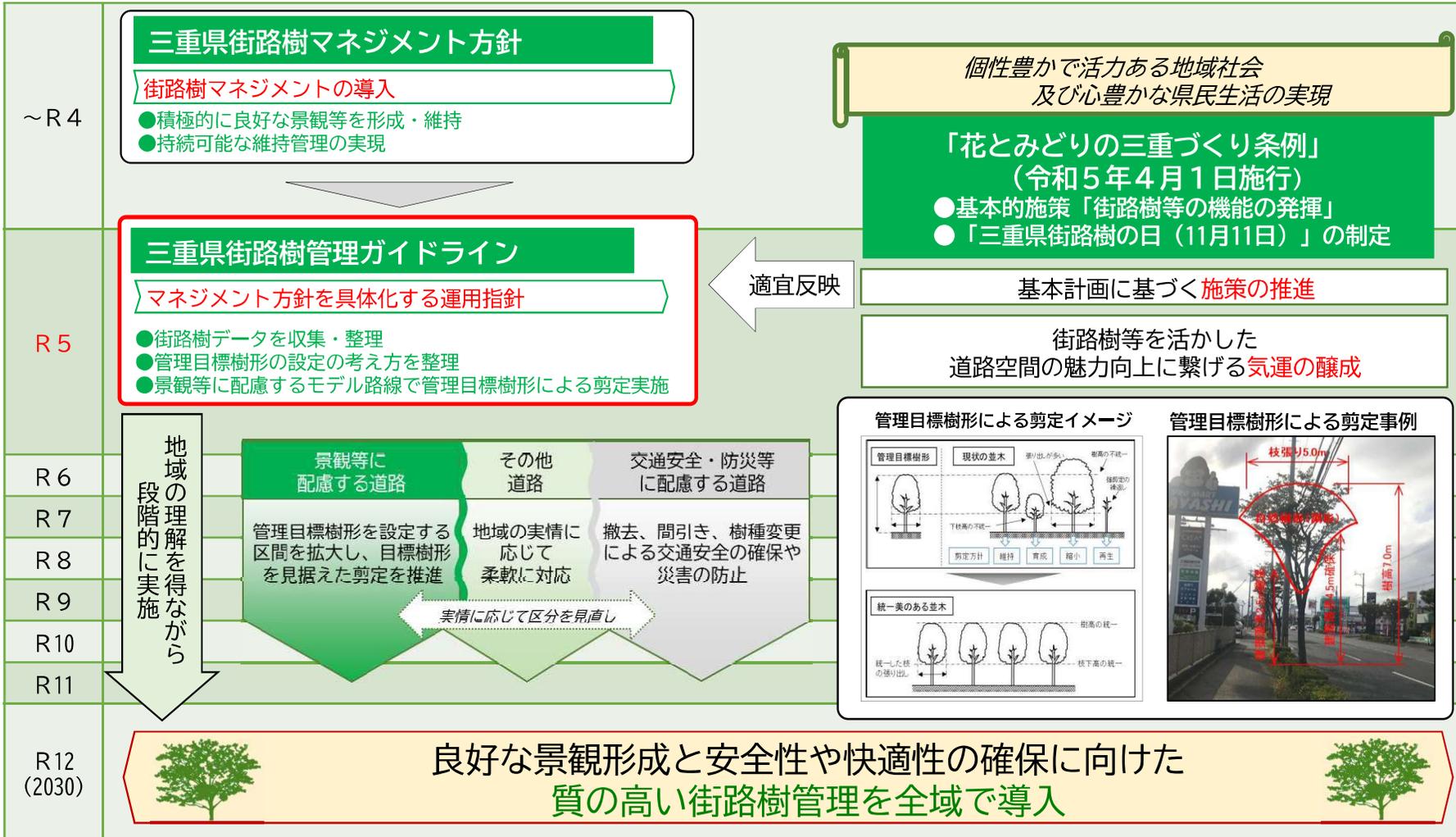
<主な実施箇所:令和5年度>

一般国道311号 風伝トンネル(御浜町～熊野市)、一般県道260号 相賀浦トンネル(南伊勢町)、主要地方道津芸濃大山田線 宝並トンネル(津市)等

目標達成に向けて、計画的にトンネル照明灯のLED化によるグリーン化を推進

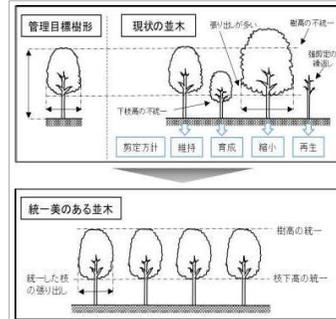
3. 条例に基づく取組み（街路樹）

道路空間におけるグリーン化の推進について

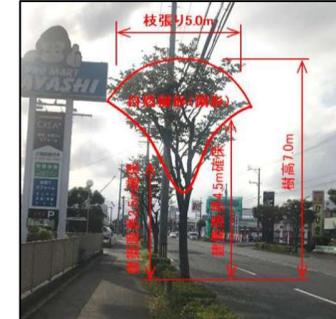


適宜反映

管理目標樹形による剪定イメージ



管理目標樹形による剪定事例



景観等に配慮した街路樹管理で、美しい道路空間づくりを推進

4. 条例に基づく取組み（除草）

道路空間におけるグリーン化の推進について

除草を取り巻く状況

地域の声

交通安全の確保
生活空間の改善

ボランティア
参加者等の減少
地域の絆

アフターコロナの
観光振興
魅力ある地域づくり

など

効果的な維持管理

- きめ細かな道路除草
- 雑草抑制対策の推進



→様々な工夫や取組を展開

地域と協働の維持管理

- 自治会等除草委託
- ボランティア制度



→普及拡大に向けて制度を見直し

快適で美しい
道路空間づくり

安全な通行空間

快適な生活空間

魅力ある地域づくり

地域の絆



美化ボランティア

効果的な維持管理＜様々な工夫や取組事例＞

張コンクリート



伊勢南島線（伊勢市）

土系舗装



R167（志摩市）

カバープランツ（津市）



津関線（津市）
R5年5月



R5年11月

地域と協働の維持管理＜住民参画制度の見直し＞

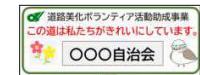
【自治会除草委託】

- ✓ 負担軽減のため、面積要件の下限を緩和
- ✓ よりきめ細かな維持管理が可能となるよう、「原則1回刈り」の運用廃止
- ✓ 申請書類の一部簡素化



【道路美化ボランティア】

- ✓ 家族や学校活動など多様な主体の参加を促進
- ✓ 柔軟に活動の参画が行えるよう申請期間の拡大
- ✓ 物品助成の支給限度額の見直し
- ✓ 希望に応じて活動団体名入りのサインボードを設置



サインボードのイメージ

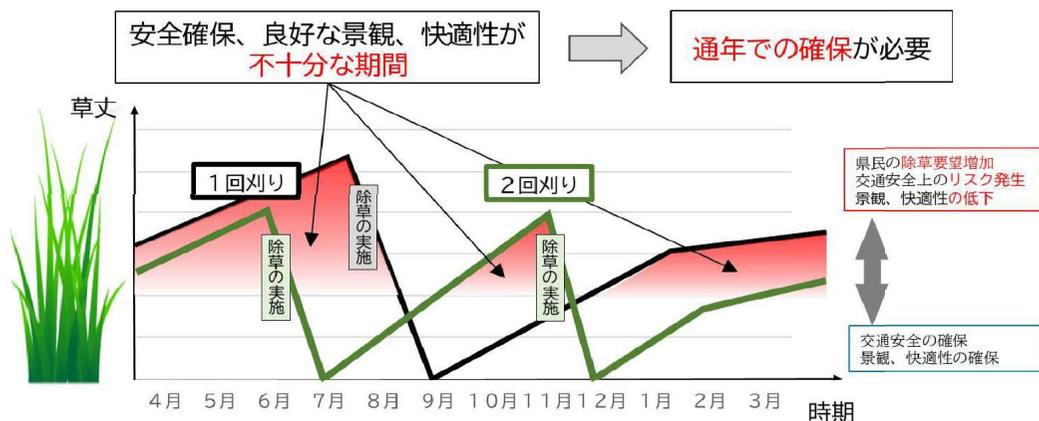
きめ細かな道路除草や地域と協働の維持管理で、快適な道路空間づくりを推進

5. 効果的な雑草抑制対策の実施

道路空間におけるグリーン化の推進について

現状と課題

- 通学路、交差点、観光地などを優先して、道路除草の2回刈りを実施。
→ 2回刈りでも、雑草の旺盛な成長力で視距の確保や良好な景観は一時的。



今後の進め方

長期的な維持管理を見据え、
効果的な雑草抑制対策を重点的に実施

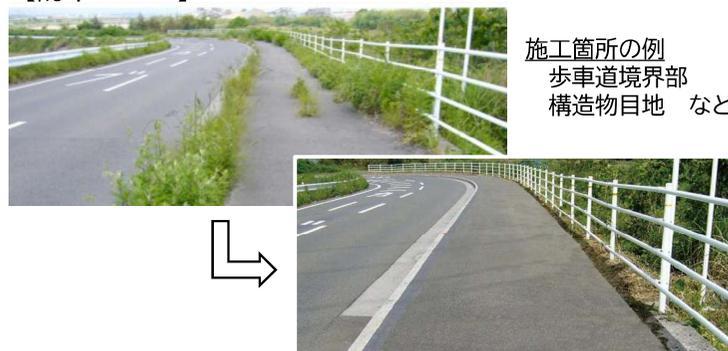
事業の効果

- ✓ 年間を通じ、安全で快適かつ良好な景観の道路空間を確保。
- ✓ 効率的な維持管理を実現し、将来的なトータルコストを削減。

雑草抑制対策を重点的に実施し、年間を通じた良好な道路空間づくりを推進

主な対策事例

【防草シール】



施工箇所の例
歩車道境界部
構造物目地 など

【防草シート】



施工箇所の例
道路沿い法面 など

対策箇所に応じた最適工法を選定

(5) 津駅周辺道路空間の整備 (賑わいの社会実験) について



津駅周辺道路空間の整備方針の概要

津駅周辺道路空間の整備について

令和4年3月津駅周辺道路空間の整備方針を策定



地方都市が主役のポストコロナ時代において

みえ県都の顔となり、**地域の活力**を引き出し、**災害にも強い**空間へと再生

(1) 公共交通の利便性の強化 災害時の対応の強化

- 交通結節機能の強化
(バス停、タクシー・自家用車乗降場の再構築)
- 歩行者デッキなどの整備 (東口)



<物流にも配慮>

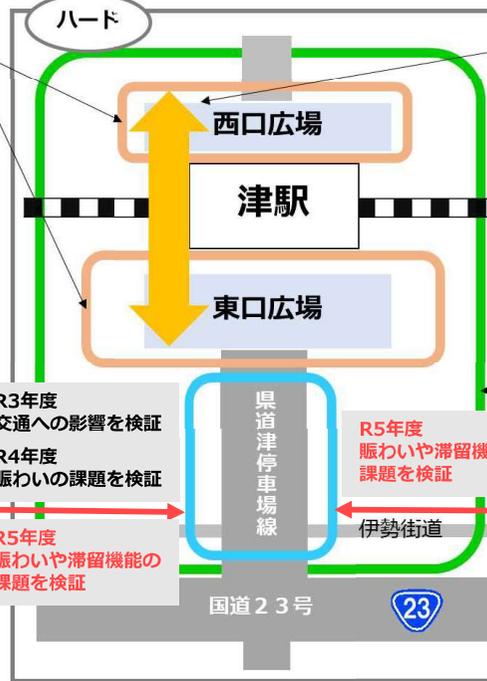
等

(2) 歩行者の賑わいや滞留の強化

- 駅前通りの歩行空間の拡張
- 占用の緩和を通じた民間利用の促進



等



(3) 東西連携の強化

- 東西自由通路の整備
(東西を快適に移動し、交流を高める)



新海駅
Youtube「niigatacitychannel」より引用等

(4) 駅周辺の回遊性の強化

- ICTを活用した案内看板の設置
- 植栽や美化活動の協働の取組
- 街灯の充実



等

ソフト

官民協働による
マネジメント

ユニバーサル
デザイン

DX

カーボン
ニュートラル

周辺地域
との連携

※写真はイメージであり整備内容を決定するものではありません

新たな技術や仕組みを積極的に取り込みながら、**継続的な進化**

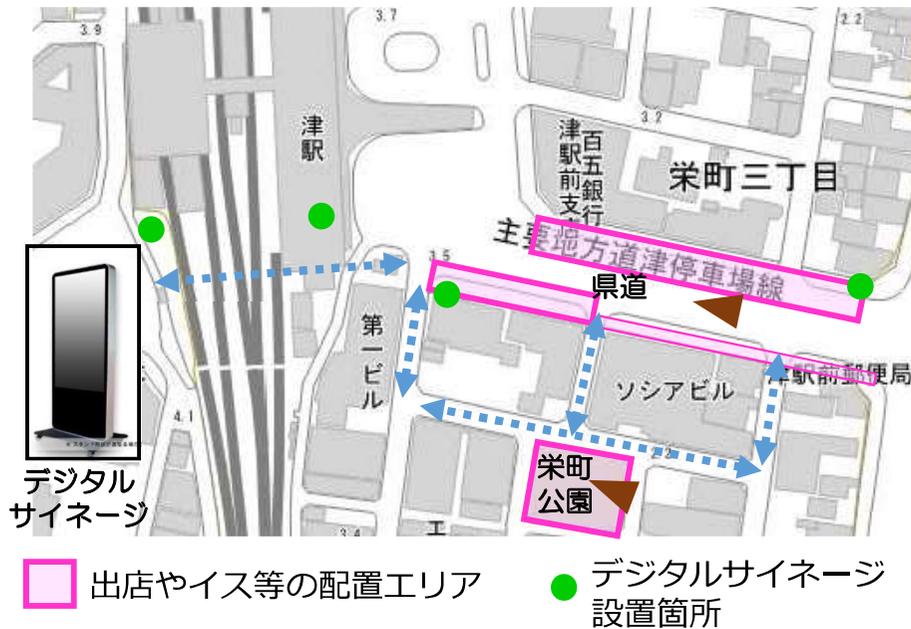
賑わいの社会実験の概要

津駅周辺道路空間の整備について

令和4年3月策定した津駅周辺道路空間の整備方針における歩行者の賑わいや滞留機能の強化に向け道路空間における賑わいの創出及び課題・ニーズを把握する

- **賑わいの社会実験の実施日**（令和5年10月11日～10月22日（各日10時～18時））
- **平日**：津駅周辺の**オフィスワーカーのランチ** **休日**：**ファミリー層のランチ**と**家族向けイベント**
- **キッチンカー**や**テーブル・イス**を県道だけでなく**栄町公園**にも配置し、**面的な賑わいの創出**を図った
- 駅周辺に**デジタルサイネージ**を設置し**東西の連携**や**回遊性**を高めた

平面図



横断面図



拡張した歩道空間



賑わいの社会実験の様子（速報版）

津駅周辺道路空間の整備について

延べ約12,000人来場 (対前年比 1.85)

■ 普段の津駅との比較



社会実験前



(連日の大賑わい)

社会実験中

■ デジタルサイネージの利用状況



東口の状況



西口の状況



駅ビル内の状況

■ キッチンカー・物販の出店者 **32** 店舗(延べ94店舗) ■ イベント数 **9** 回 (音楽ライブ、電動キックボードなど)



キッチンカー



キッチンカー

延べ利用者数
約10,000人
(対前年比 1.92)



音楽ライブ (栄町公園)



チョークアート

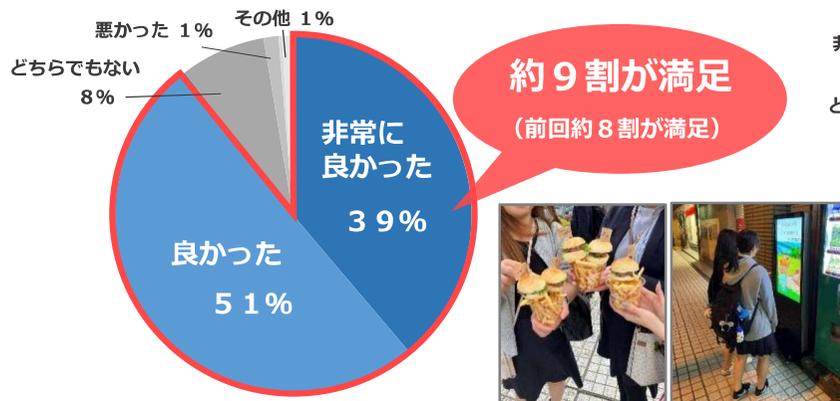
延べ利用者数
約2,000人
(対前年比 1.53)

賑わいの社会実験のアンケート結果（速報版）

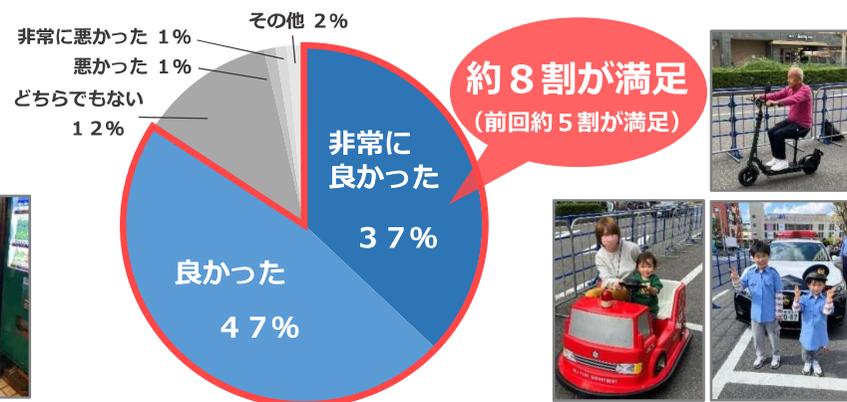
津駅周辺道路空間の整備について

回答者：627名（対前年比1.23）

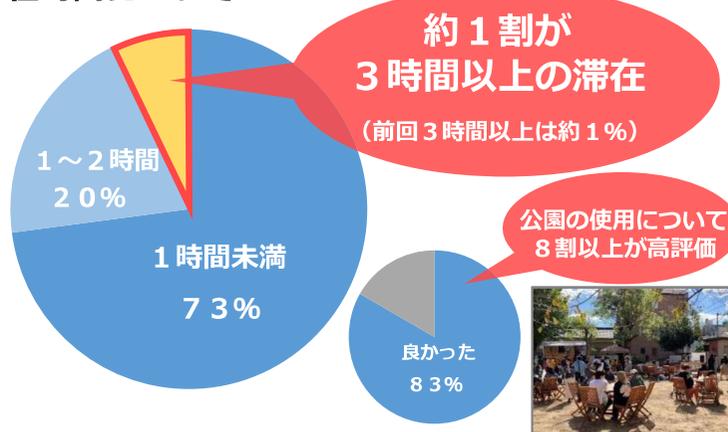
■キッチンカー・物販の出店について



■土日のイベントについて



■滞在時間について



来場者の声がありました

キッチンカー等の利用者
「楽しみにしていました」
「次回はいつするの？」

沿線住民
「良かった！数か月に1回してほしい」

出店事業者
「また出店したい（出店事業者全員）」



成果 栄町公園を使用し面的にエリアを広げた結果、滞留性の強化が図れた

主な意見

■キッチンカー・物販の出店について

- ・ 行列が長く諦めた
- ・ 待ち時間が長く買えなかった
- ・ 出店数が少なかった



■テーブル・イス・ベンチについて

- ・ 数が少なく、もっと欲しかった
- ・ キッチンカーの近くに欲しかった
- ・ 丸見えなので目隠しが欲しかった



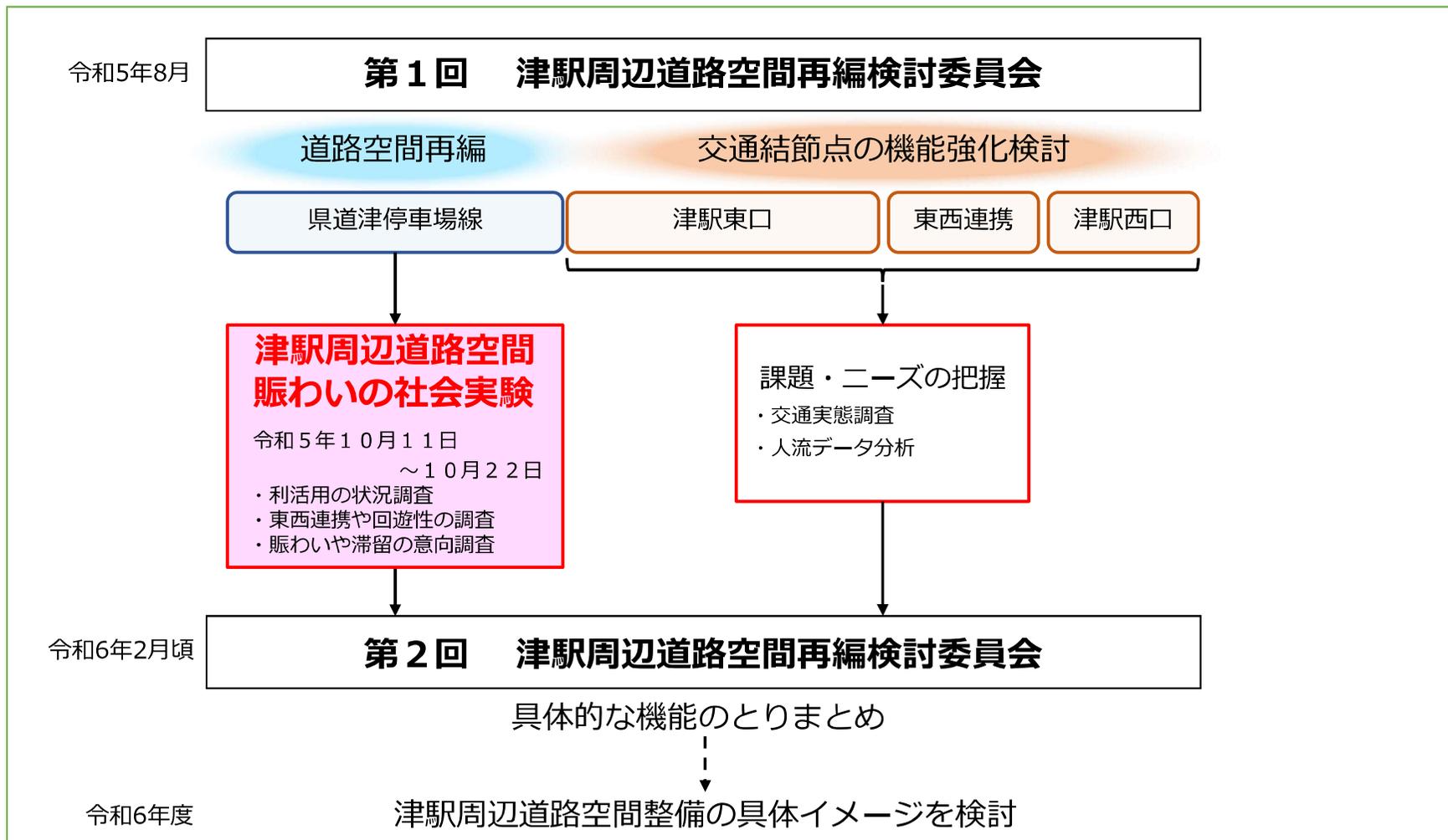
■土日のイベントについて

- ・ 子どもが楽しめるイベントが少なかった

道路空間に関する主な意見

- ・ 日差しを遮る木陰がない
- ・ 街路樹の配置が良くない
- ・ 雨風に耐えられるスペースがない
- ・ 歩行者と自転車の動線の分離ができていない
- ・ バリアフリー化（段差解消やタイルをやめる）ができていない





社会実験の結果を踏まえ、歩道空間の拡張について、具体化を進めます

(6) 令和6年度予算の確保に向けた国への要望について

本県では、政府予算案策定に向けて、本県の施策の展開に必要な予算確保や政策実現に必要な重要課題等について、国への要望を行っているところです。

今回、県土整備部からは、下記4項目について国土交通省等に要望しました。

1 要望活動日

令和5年11月16日(木)～17日(金)

2 要望項目（詳細は別冊資料のとおり）

- ① 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の協力かつ計画的な推進
- ② 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進
- ③ 災害に強い県土づくりのための流域治水の推進
- ④ 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進

3 要望先

内閣官房、財務省、国土交通省



(7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について



令和3年7月 静岡県熱海市における土石流による被害

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

新たな法律の概要

背景・必要性

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生→甚大な人的・物的被害（令和3年7月）
- 宅地の安全性、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により開発を規制→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**
- ※法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
- ※国土交通省・農林水産省による**共管法**とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針**を策定

1 スキマのない規制

- 規制区域** ◆知事が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域**(※)として指定
- 規制対象** ◆規制区域内で行われる盛土等を**知事の許可**の対象に (※)宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域

2 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査
完了検査** ◆①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

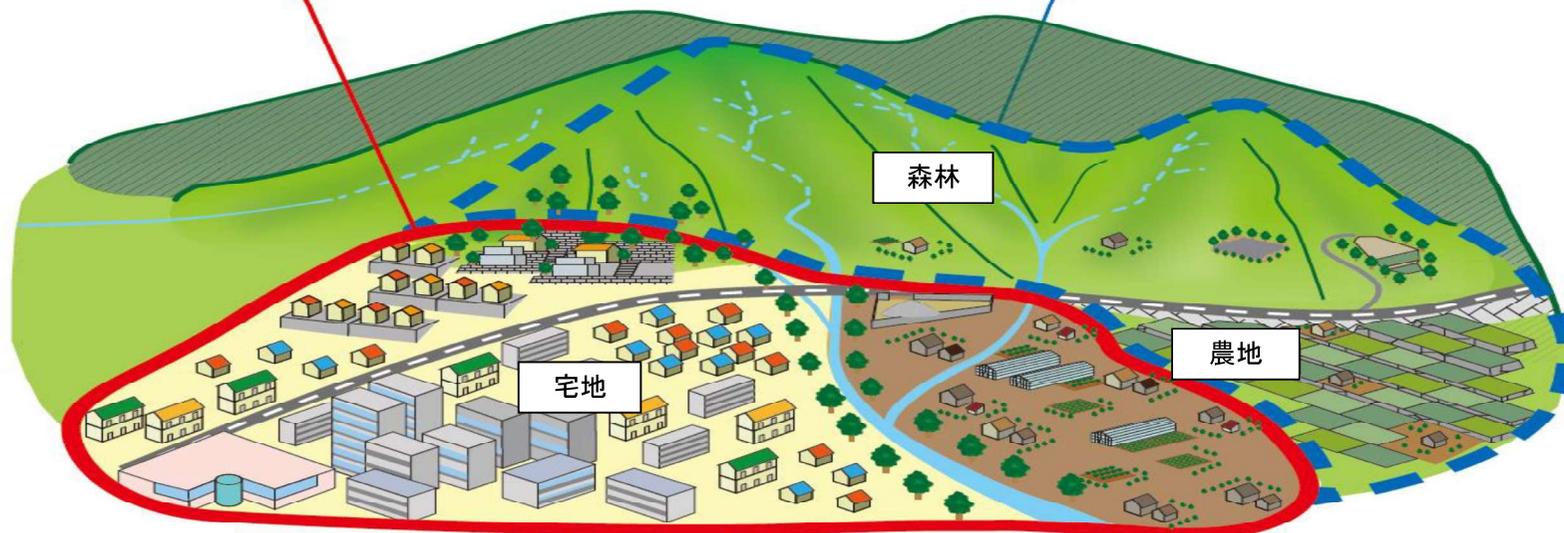
規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

スケジュール(案)（基礎調査・規制区域の指定）

令和4年度

5月

盛土規制法公布

令和4年5月27日

12月

政令公布

令和4年12月23日

3月

省令公布

令和5年3月31日

基礎調査に向け準備

令和5年度

5月

盛土規制法施行

令和5年5月26日

10月

国からの情報提供・他県
の状況把握

12月

基礎調査発注準備

令和6年度

7月

- 規制区域案の検討
- 区域指定に向けた市町との調整
- 周知
- パブリックコメント

10月

関係各課職員に兼務発令のうえ協力・連携

- 【環境生活部環境共生局】 大気・水環境課
- 【農林水産部】 森林・林業経営課 治山林道課
みどり共生推進課 農地調整課
- 【県土整備部】 防災砂防課

基礎調査

令和7年度

5月

規制区域
指定

許可等関連事務

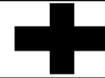
宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

参考 1：盛土規制に関する三重県の状況（法施行前）

土砂条例及び盛土規制に関する個別法の所管が多岐にわたる

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（土砂条例）

所管：環境生活部環境共生局



盛土規制に関する法・制度とその所管

法律

廃掃法

環境生活部
廃棄物対策課
廃棄物監視・指導課

農地法

農林水産部
農地調整課

森林法

農林水産部
森林・林業経営課
治山林道課

自然公園法

農林水産部
みどり共生推進課

土砂災害防止法

県土整備部
防災砂防課

砂防法

県土整備部
防災砂防課

都市計画法

県土整備部
都市政策課
建築開発課

旧宅地造成等規制法

県土整備部
建築開発課

制度

盛土 110 番

県土整備部
防災砂防課

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

参考2：土砂条例と盛土規制法の比較

	土砂条例	盛土規制法																		
目的	土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全	崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止																		
規制区域	県内全域	宅地造成等工事規制区域（宅造区域） 特定盛土等規制区域（特盛区域）																		
許可が必要な規模	土砂等の埋立て等の面積が 3,000 m ² 以上かつ高さ 1 m 超	<p>許可対象となる盛土等の規模 赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域</p> <p><土地の形質の変更(盛土・切土)></p> <p>例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</td> <td>④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く)</td> <td>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①~④を除く)</td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。</p> <p><一時的な土石の堆積></p> <p>例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td>⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの</td> <td>⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの</td> </tr> <tr> <td>イメージ図</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①~④を除く)	イメージ図						要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの	イメージ図		
要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、②を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの(①~④を除く)															
イメージ図																				
要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの																		
イメージ図																				
土壌汚染	埋立て等に使用される土砂が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準あり	基準なし																		

(8) 審議会等の審議状況 (令和5年9月19日～令和5年11月21日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和5年10月4日
3 委員	委員長 近藤 早映 委員 笠原 芳彦 他3名
4 諮問事項	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅における指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	北勢ブロックは鈴鹿亀山不動産事業協同組合、中勢伊賀ブロックは伊賀南部不動産事業協同組合、南勢ブロック及び東紀州ブロックは三重県南勢地区管理事業共同体が三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理候補者として適当であると認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和5年10月17日
3 委員	委員長 岡島 賢治 委員 大野 研 他5名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・河川事業（一級河川芥川） ・河川事業（一級河川椋川） ・河川事業（二級河川安濃川） ・河川事業（二級河川神内川）
5 調査審議結果	再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県流域下水道施設指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和5年10月26日
3 委員	委員長 勝又 英之 委員 黒田 朱里 他3名
4 諮問事項	三重県流域下水道施設における指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	公益財団法人三重県下水道公社が三重県流域下水道施設の指定管理候補者として適当であると認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	花とみどりの三重づくり推進会議
2 開催年月日	令和5年11月13日
3 委員	会長 三宅 諭 委員 鶴田 佳子 他14名
4 諮問事項	花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）について
5 調査審議結果	以下の事項について、審議が行われ意見を得た。 ・花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）最終案について
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和5年11月14日
3 委員	委員長 岡島 賢治 委員 北野 博亮 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・道路事業（主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパスⅡ期工区）） ・道路事業（一般国道163号（片田バイパス3工区）） ・道路事業（一般国道368号（奥立川）） ・道路事業（一般国道260号（船越）） ・道路事業（一般国道422号（下地志子）） ・道路事業（主要地方道亀山白山線（3工区））
5 調査審議結果	道路事業（主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパスⅡ期工区）） ほか4事業について、事業の継続が了承された。 道路事業（主要地方道亀山白山線（3工区））についての審議は継続中である。（12月15日審議予定）
6 備考	